

熊本市再犯防止推進計画（仮称）

素 案



令和3年3月



熊本市

目 次

はじめに	
------	-------

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的	 3
2 計画の位置づけ	 4
3 計画の対象者	 5
4 計画の期間	 5

第2章 再犯防止を取り巻く現状と課題

1 犯罪・非行の現状と課題	 6
(1) 犯罪及び再犯の現状	 6
(2) 犯罪の未然防止に向けた課題	 1 2
(3) 少年非行の現状	 1 3
(4) 少年非行・被害の未然防止に向けた課題	 1 5
2 矯正施設・更生保護の現状と課題	 1 6
(1) 矯正施設・更生保護の現状	 1 6
(2) 更生保護における課題	 1 9
3 熊本市再犯防止推進モデル事業	 2 1
(1) 実態調査（平成30年度）	 2 1
(2) 就労支援事業（令和元年度～2年度）	 2 2
(3) モデル事業から見えた課題	 2 3
4 再犯の防止に向けて	 2 4

第3章 基本理念・基本方針

1 基本理念	 2 5
2 基本方針	 2 5
3 成果指標	 2 5

第4章 施策の展開

〈施策の体系〉	 2 6
第1節 国・県・関係団体との連携強化と広報・啓発の推進	 2 7
1 国・県・関係団体の取り組み	 2 7

2	熊本市の取り組み	29
第2節	住居の確保に関する支援	33
1	国・県・関係団体の取り組み	33
2	熊本市の取り組み	35
第3節	就労の確保に関する支援	38
1	国・県・関係団体の取り組み	38
2	熊本市の取り組み	41
第4節	保健医療・福祉サービスの利用促進	44
1	国・県・関係団体の取り組み	44
2	熊本市の取り組み	46
第5節	非行の防止と修学支援	50
1	国・県・関係団体の取り組み	50
2	熊本市の取り組み	53
第6節	犯罪をした人等の特性に応じた指導・支援	57
1	国・県・関係団体の取り組み	57
2	熊本市の取り組み	60

第5章 計画の推進体制

1	推進体制	63
2	進捗管理	63

資料編

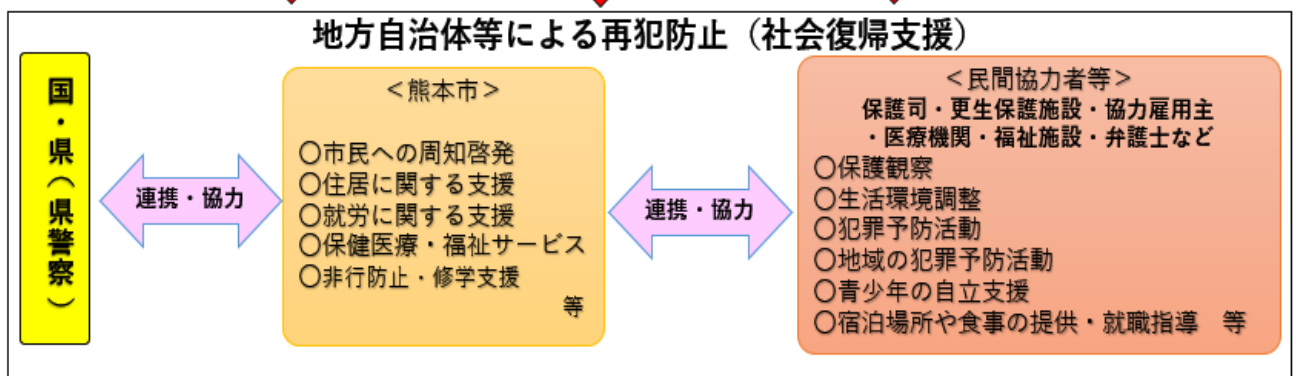
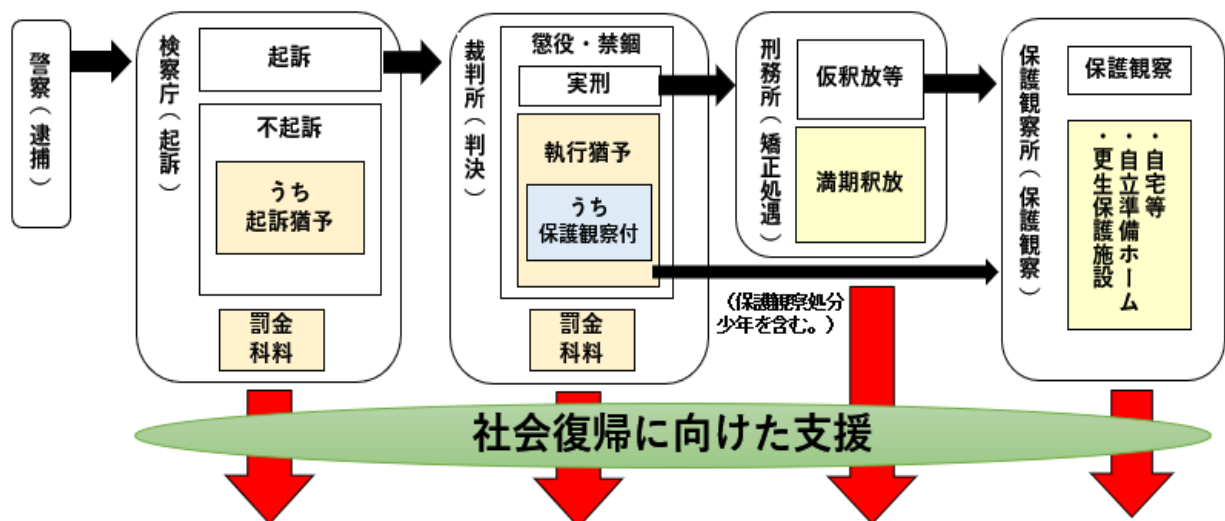
1	再犯の防止等の推進に関する法律（概要）	65
2	国の再犯防止推進計画（概要）	67
3	熊本市再犯防止推進計画策定等の経緯	68
4	再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標	69
5	再犯防止関連機関・団体一覧	70
6	第70回“社会を明るくする運動”実施要綱	74
7	持続可能な開発目標（SDGs）	77

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

熊本市において、過去に犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑な社会復帰を果たすことにより再犯することを防止し、市民が犯罪による被害を受けることがないよう、再犯の防止等（少年の非行防止等を含む。）に関する基本理念・推進施策等を定めた「熊本市再犯防止推進計画」を策定し、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を実現します。

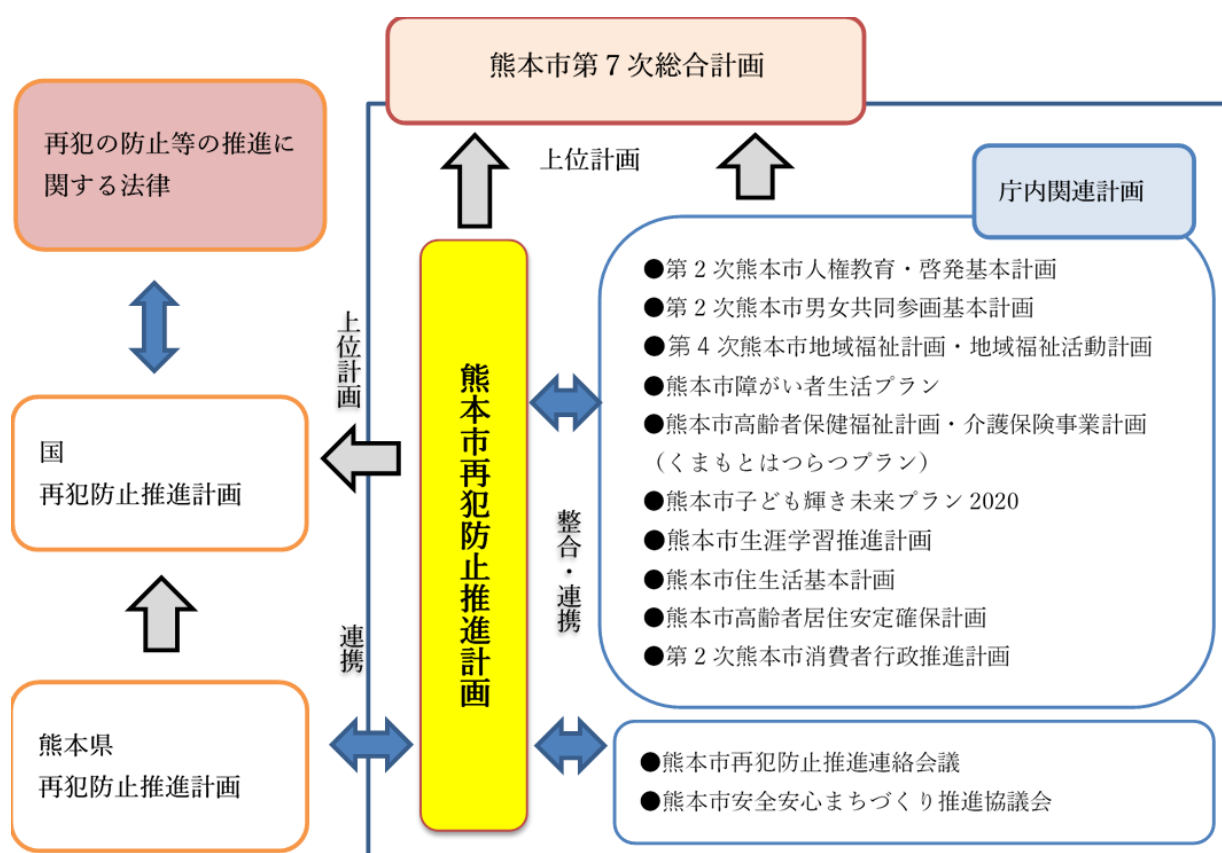
再犯防止に係るイメージ図



2 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として、熊本市における再犯防止推進施策を総合的かつ計画的に推進する計画とします。

計画の推進にあたっては、熊本市第7次総合計画及び関連する諸計画との整合性を図るとともに、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）¹の理念を踏まえ、施策を実行していきます。



¹ SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標） 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のことであり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。（詳細は資料編78ページ参照）

3 計画の対象者

本計画の対象者は、犯罪をした人等（起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた人、矯正施設²出所者、非行少年³若しくは非行少年であった人等）で、更生の思いがあり、本市において、住居・就労の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援が必要な人を対象とします。

また、必要に応じて、これらの家族と犯罪被害に遭われた人も対象とします。

4 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

なお、社会情勢の変化や国の計画及び本市の再犯に関する取組状況等を踏まえ、令和5年度末に次期計画を策定することとしています。

年度 計画の種類	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
(国) 再犯防止推進計画	(国) 再犯防止推進計画		次期計画	
熊本市第7次総合計画	熊本市第7次総合計画			次期計画
熊本市再犯防止推進計画	熊本市再犯防止推進計画			次期計画

² 矯正施設 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院

³ 非行少年 少年法が家庭裁判所の審判に付すべきとする犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称

第2章 再犯防止を取り巻く現状と課題

1 犯罪・非行の現状と課題

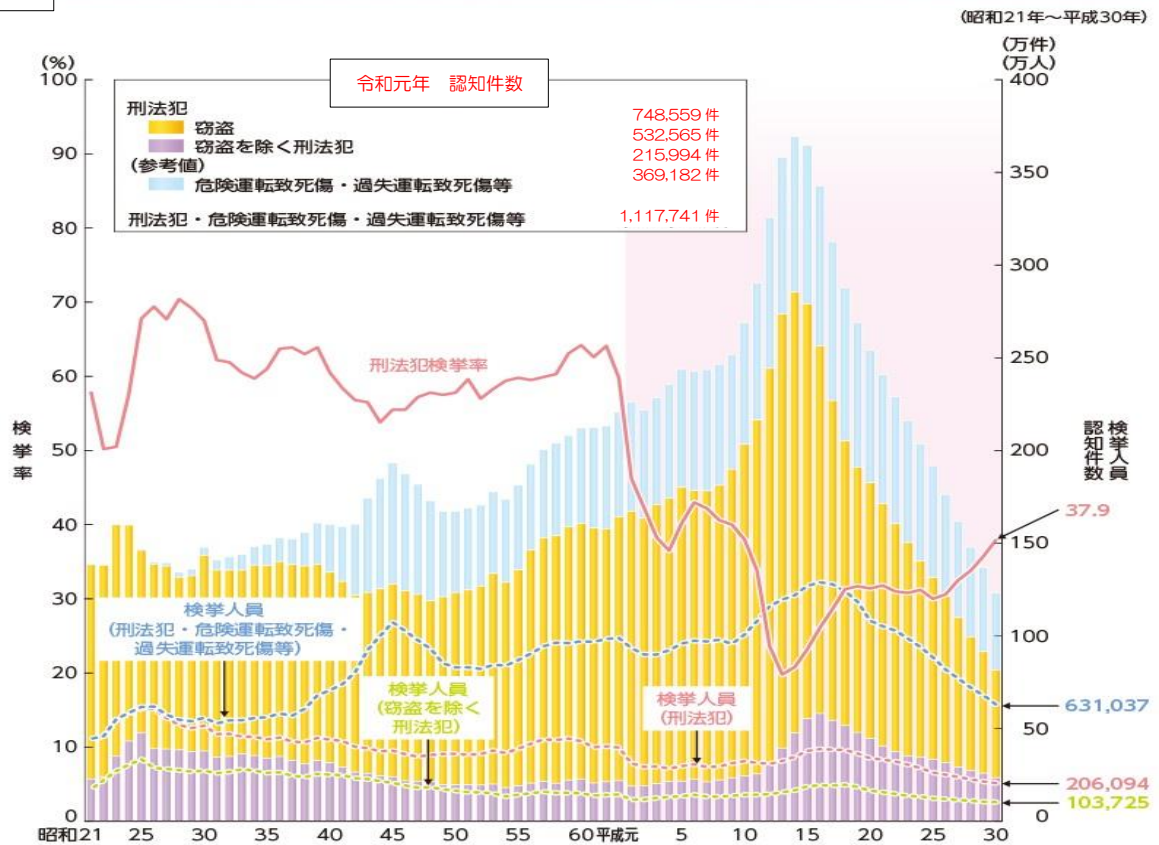
(1) 犯罪及び再犯の現状

ア 全国の刑法犯⁴の認知件数⁵は、平成15年以降減少し、令和元年は、約74万8千件となっております。〔グラフ1参照〕

一方で、刑法犯の検挙人員⁶に占める再犯者率⁷は、平成9年以降年々上昇し、平成30年は、48.8%で全体の約半数近くとなっており、犯罪抑止の大きな課題となっています。〔グラフ2参照〕

グラフ1

刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



注 1 警察庁の統計による。
2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
3 昭和40年以前の「刑法犯」は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
4 危険運転致死傷は、平成14年から26年までは「刑法犯」に、27年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。

出典：令和元年版犯罪白書

⁴ 刑法犯 殺人、強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する罪を犯した者。交通事故（業務上過失致死傷・危険運転致死傷等）は、含みません。

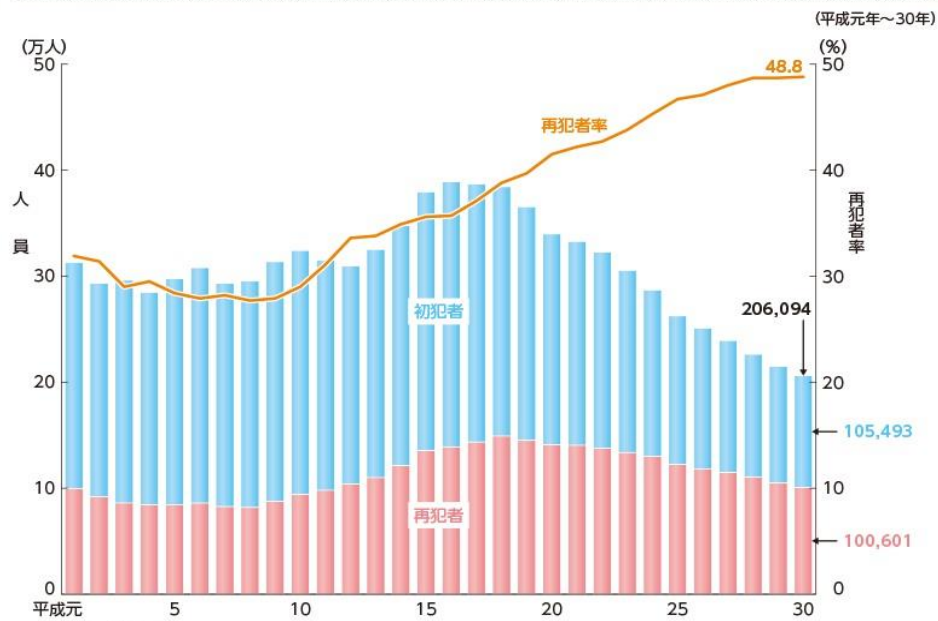
⁵ 認知件数 警察等捜査機関が被害届などを受けて犯罪の発生を把握した件数

⁶ 検挙人員 警察等が検挙し、検察官に送致・送付した事件の数

⁷ 再犯者率 検挙等された人の中に、過去にも検挙等された人がどの程度いるかを見る指標

グラフ 2

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



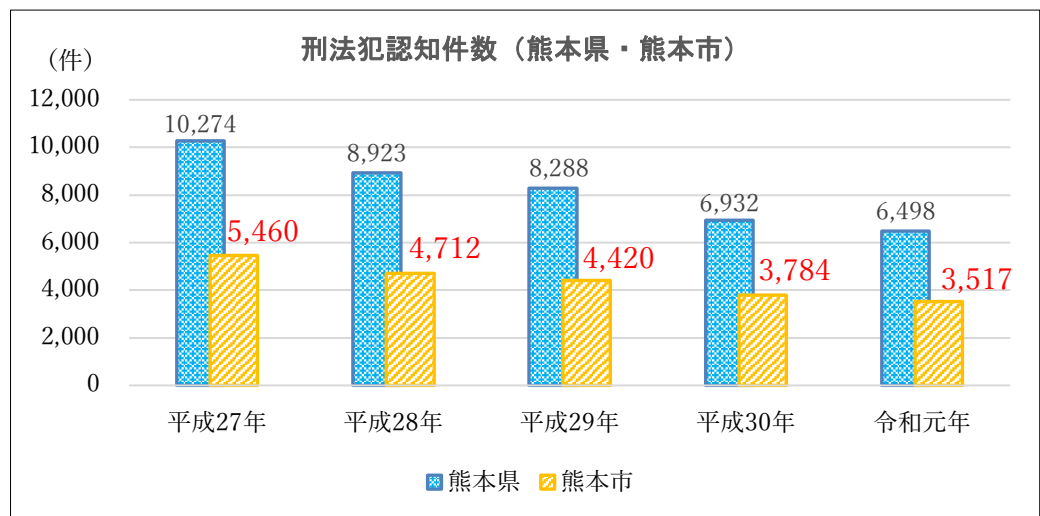
注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

イ 熊本市における刑法犯の認知件数は、県と同様に平成16年以降減少し、令和元年は、3,517件となっています。〔グラフ3・表1参照〕

グラフ 3



資料；熊本県警察（暦年）

表 1

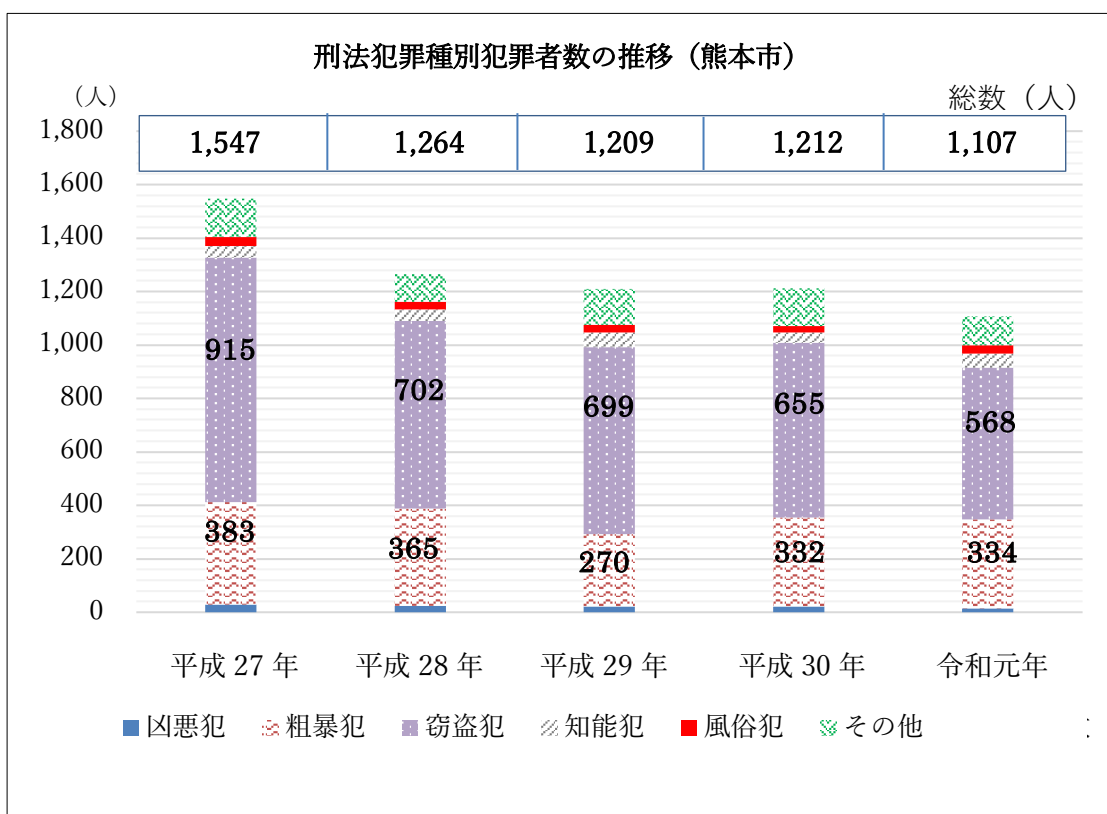
	(単位：件)					
	平成15年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
熊本市	14,007	5,460	4,712	4,420	3,784	3,517
熊本県	28,973	10,274	8,923	8,288	6,932	6,498
全国	2,790,136	1,098,969	996,120	915,042	817,338	748,623

資料；警察庁・熊本県警察（暦年）

ウ 熊本市における刑法犯における罪種別犯罪者数については、窃盗犯が一番多く、続いて粗暴犯となっています。〔グラフ 4 参照〕

令和元年の罪種別の再犯者⁸数は、窃盗犯が最も多く、301人（53％）となっています。〔表 2 参照〕

グラフ 4



資料；熊本県警察（暦年）

表 2

令和元年	犯罪者数（人）	再犯者数（人）	再犯者率（％）
凶悪犯	14	5	36
粗暴犯	334	170	51
窃盗犯	568	301	53
知能犯	51	24	47
風俗犯	33	13	39
その他	107	51	48

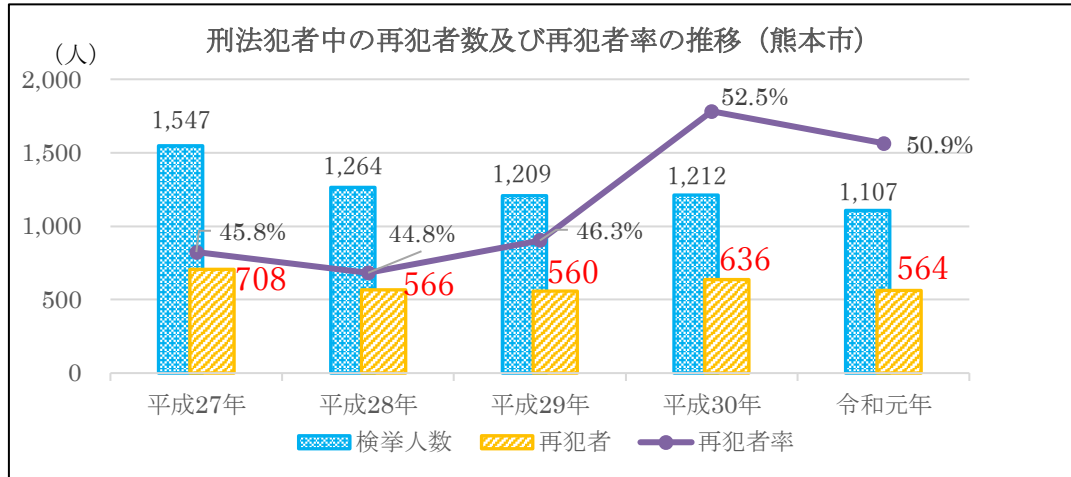
資料；熊本県警察（暦年）

⁸ 再犯者 2 度以上の刑法犯により検挙された人

エ 熊本市における刑法犯で検挙された再犯者数は、近年は 600 人前後で推移しており、令和元年の再犯者数は、564 人となっています。

また、再犯者率は、近年 50 % 前後で推移しており、令和元年の再犯者率は、50.9 % となっています。〔グラフ 5 参照〕

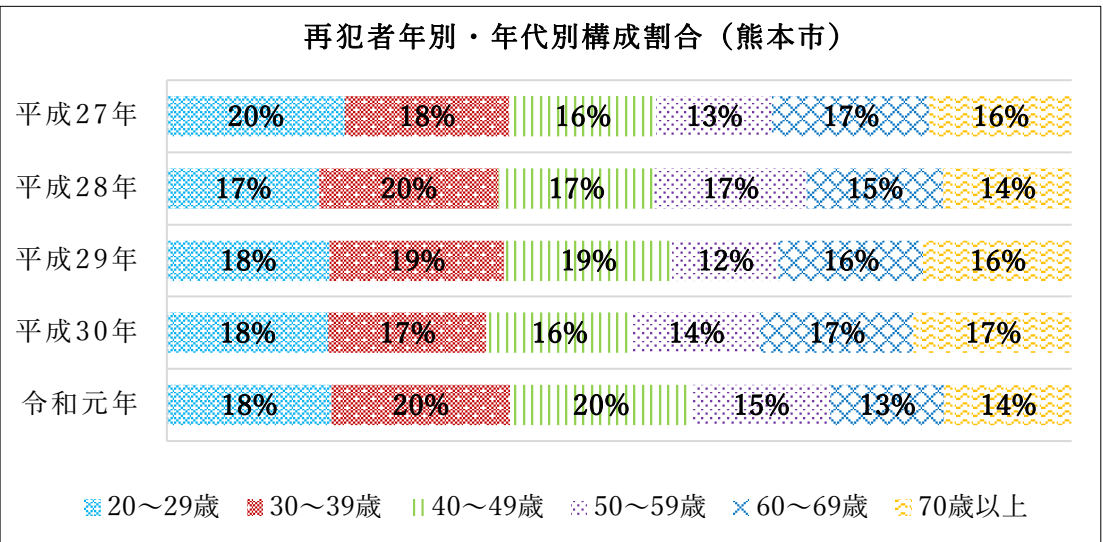
グラフ 5



資料：熊本県警察（暦年）

オ 熊本市における再犯者の年代別構成割合は、各年代とも大きな差異はなく、12 % から 20 % で推移しています。60 歳以上の割合は、約 3 割前後で推移しています。〔グラフ 6 参照〕

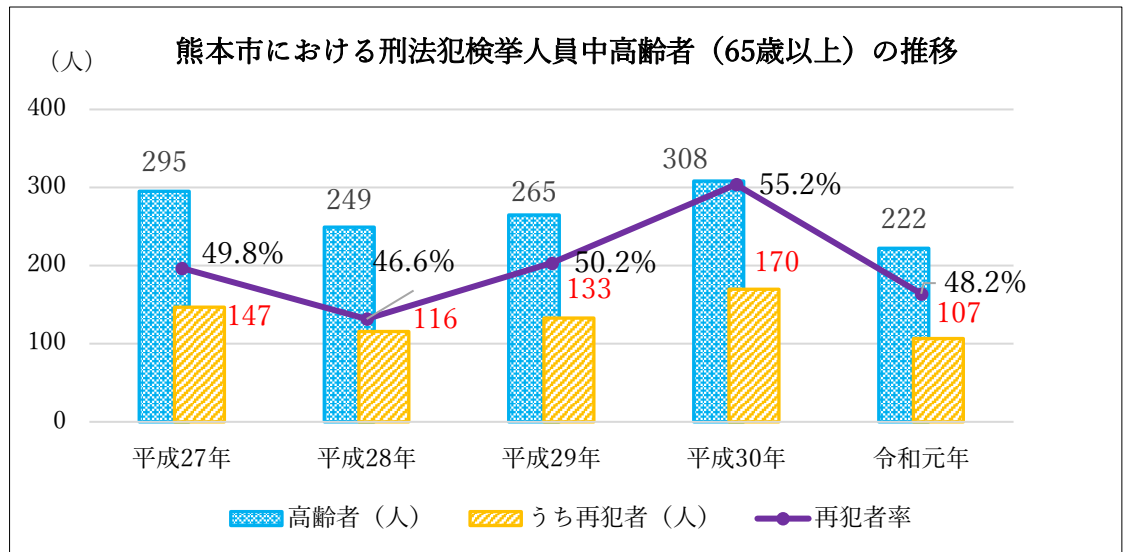
グラフ 6



資料：熊本県警察（暦年）

カ 熊本市における令和元年の刑法犯検挙人員は981人です。うち65歳以上の高齢者は222人（22.6％）で、そのうち107人（48.2％）が再犯者となっています。〔グラフ7参照〕

グラフ 7



資料；熊本県警警察（暦年）

キ 全国では、65歳以上の高齢者が、刑務所出所後2年以内に再入所する割合が最も高いほか、出所後5年以内に再入所した高齢者のうち約4割は、出所後6か月未満という短期間で再犯に至り再入所となったものです。

また、知的障がいのある受刑者⁹についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短くなっています。

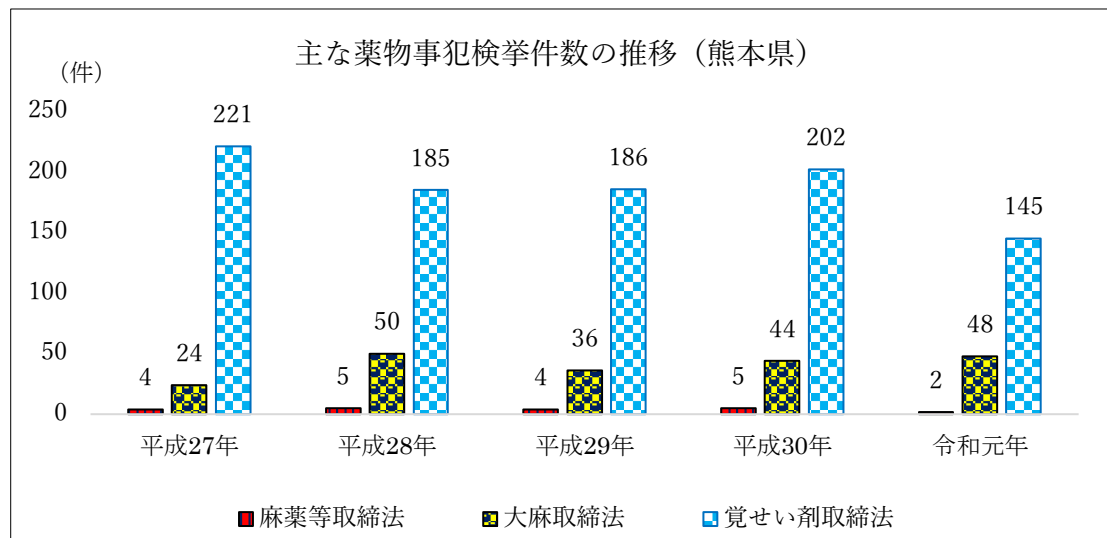
ク 熊本県内の令和元年の特別法犯¹⁰全体の検挙件数（931件）は減少傾向にありますが、薬物犯罪（195件）はほぼ横ばいとなっています。

薬物犯罪では覚せい剤取締法違反が最も多く、近年では、大麻取締法違反が増加しています。〔グラフ8参照〕

⁹ 受刑者 懲役刑、禁固刑又は拘留刑の執行を受けている人

¹⁰ 特別法犯 刑法犯以外の罪で、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の罪を除いたもの

グラフ 8



資料；熊本県警察（暦年）

ケ 全国の覚せい剤取締法違反の成人検挙再犯者のうち、同一罪名での再犯者率は、平成期で平成30年が最も高い66.6%となっています。

熊本県では、平成30年の特別法犯総数166人のうち133人が覚せい剤取締法違反者で、そのうち119人（89.5%）が再犯者となっています。

コ 熊本県内の暴力団構成員等の令和元年中の検挙人員は、171人、検挙件数は、203件で、薬物犯罪56件、凶悪・粗暴犯49件、財産犯49件、その他49件となっています。その再犯者数は151人で再犯者率は88.3%となっています。

(2) 犯罪の未然防止に向けた課題

ア 刑法犯認知件数及び特別法犯検挙件数は、犯罪抑止に向けた関係行政機関及び民間団体、地域団体等の様々な取り組みによって、年々減少している一方で、刑法犯等の再犯者数は600人前後と横ばいで推移しており、その割合は刑法犯検挙者数の約半数を占めるまでに至っていることから、犯罪被害の防止を推進するうえで再犯防止は大きな課題となっています。

イ 犯罪や非行の未然防止と犯罪をした人等の更生について、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動¹¹”への関心と理解をさらに深めていく必要があります。

ウ 地方公共団体には、犯罪をした人等の情報が十分でないことから、関係機関と連携を深め、情報の共有を図りながら、支援を必要とする矯正施設の満期出所者や保護観察中の人等に対する支援体制を充実していく必要があります。

エ 高齢者や障がい者の中には、適切な医療・福祉サービスが必要な場合があります。自立した生活を送るために、各種サービス情報の提供や特性に応じた多様な支援策を図る必要があります。

オ 薬物事犯者は、薬物依存症である場合が多いことから、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続していくために、医療機関や精神保健福祉センター、自助グループ等の連携した取り組みが必要です。

カ これらの課題の解決に向けた取り組みとしては、関係機関・団体等の連携強化と犯罪をした人等の特性に応じた取り組み、さらには、更生に対する市民や地域社会の理解を促進していくことが必要です。

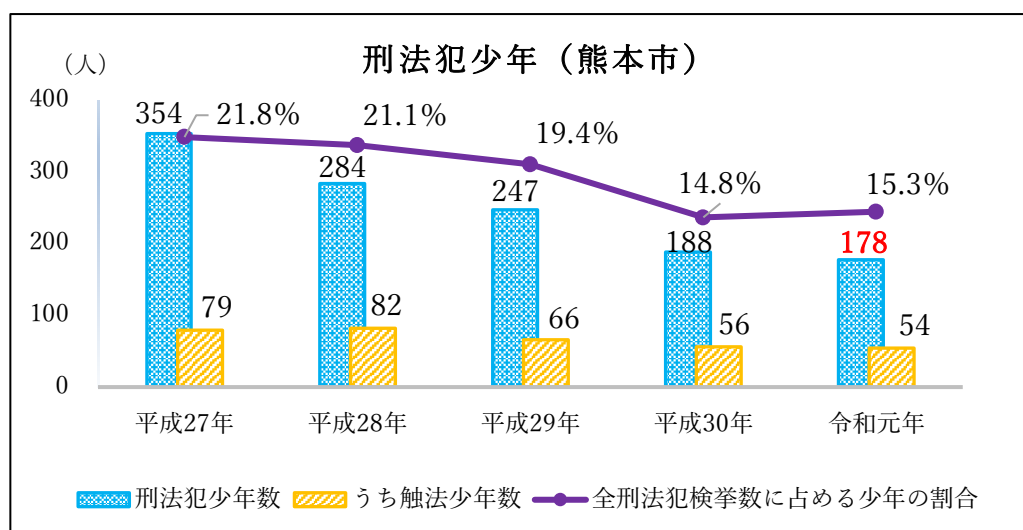
¹¹ **社会を明るくする運動** 犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動

(3) 少年非行の現状

ア 熊本市内の刑法犯少年は、平成11年以降減少し、令和元年は、178人となっています。〔グラフ9参照〕

そのうち触法少年¹²は54人で、全刑法犯検挙人数1,161人（触法少年を含む）の15.3%少年が占めています。

グラフ9



資料；熊本県警察（暦年）

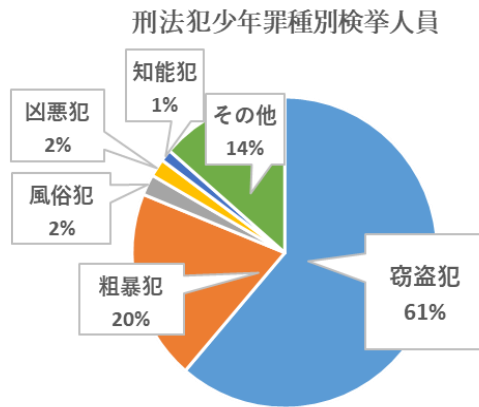
イ 非行総数は、平成15年以降、減少傾向にあります。しかし、万引きなどの初発型非行が高水準で推移するとともに、スマートフォンが少年にも広がる中、インターネット利用による犯罪被害も多発しています。

ウ 熊本市内の不良行為少年は、547人で、学識別では「高校生」、行為別では「深夜徘徊」が最も多くなっています。

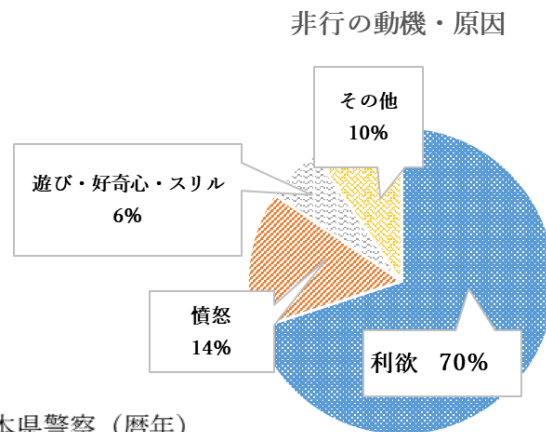
エ 刑法犯少年を罪種別で見ると、「窃盗犯」が最も多く全体の61.3%を占め、次いで暴行・傷害・恐喝等の「粗暴犯」が19.8%となっています。また、原因・動機別では、「利欲」が最も多く、全体の70.0%を占め、次に「憤怒」となっており、罪種との関連性がうかがえます。〔グラフ10・11参照〕

¹² 触法少年 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

グラフ 10



グラフ 11



資料；熊本県警察（暦年）

オ 熊本県内の令和元年の少年相談の受理件数 1, 505 件のうち、少年自身からの相談件数は 296 件、保護者等からの相談件数は 1, 209 件となっています。相談内容は「家庭問題」が最も多く、次に「非行問題」、「犯罪被害」、「学校問題」となっています。

カ 国の再犯防止推進計画によると、高等学校進学率は、98.5%であるが、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、少年院¹³入院者の約 37%、入所受刑者の約 25%が高等学校を中退しています。

¹³ 少年院 家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設

(4) 少年非行・被害の未然防止に向けた課題

ア 非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、家庭環境の変化や虐待、貧困や格差の問題等、児童生徒を取り巻く様々な課題が絡み合っており、さらにはこれらの課題を少年が一人で抱え込み、追い込まれて非行に走るという背景が考えられます。

イ 家庭や学校の指導・教育に基づく少年の規範意識の向上はもとより、少年が孤立して非行に走ることがないように、地域社会全体で少年を見守ることが大切です。そのためには、関係機関・団体等が連携して、本人及び家族の困りごとなどの相談に応じ、適宜助言等を行うなど、地域ぐるみで支援に取り組むことが必要です。

また、対象者の特性に応じ、創作・体験活動等の社会参加活動に参加させることにより、学校・職場等での人間関係の構築に必要なコミュニケーション能力の伸長を図ることも重要です。

ウ 少年に対して、修学による生活基盤の確立が重要であることから、関係機関や民間ボランティア等との連携を一層推進し、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための相談・学習支援等による立ち直り支援の取り組みが必要です。

2 矯正施設・更生保護¹⁴の現状と課題

(1) 矯正施設・更生保護の現状

ア 全国の矯正施設の入所受刑者のうち、再入者の人員は、令和元年は、10,902人であり、そのうち、再入所者率は、59.7%となっています。

イ 全国では、再入者は、初入者と比べて保護処分歴のある人の割合が高く、特に29歳以下では6割の人に保護処分歴があります。

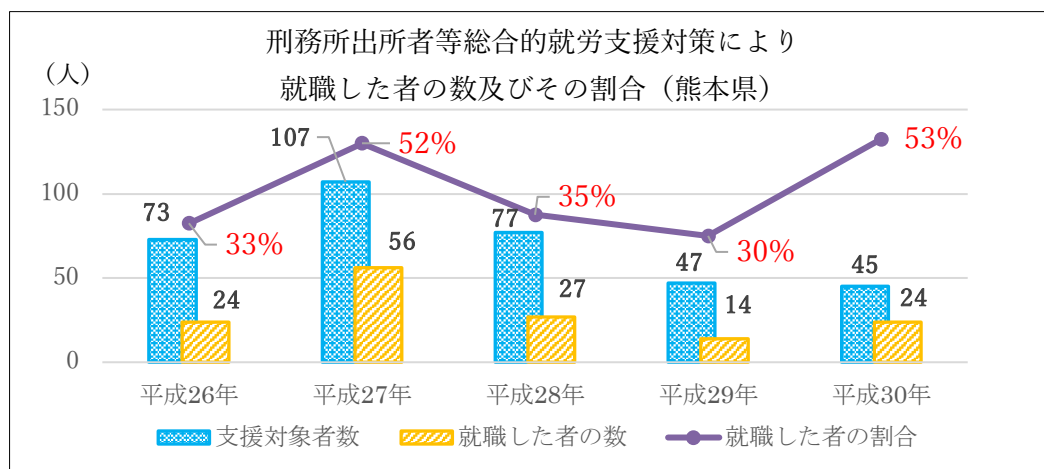
ウ 全国では、入所受刑者の入所前の住居の状況は、初入者と比べて再入者が、住居不定の占める比率が高くなっています。

令和元年の再入者のうち21.9%が住居不定の人でした。

エ 熊本県では、刑務所出所者等の就労支援対象者のうち、就職した者は、約40%（過去5年平均）となっています。〔グラフ12参照〕

また、全国でも同様の平均値となっています。〔グラフ13参照〕

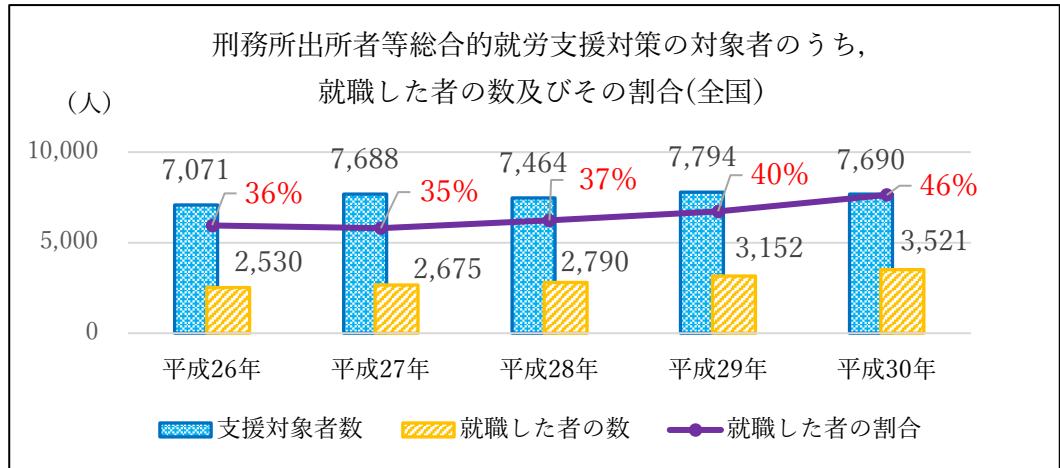
グラフ12



資料；法務省

¹⁴ **更生保護** 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動

グラフ 13



オ 入所受刑者の就労状況を全国でみると、初入者よりも再入者の方が無職者の占める比率が高くなっています。

平成30年の再入者のうち、72.1%が無職者でした。

カ 全国では、入所受刑者のうち、再入者の再犯期間は、前刑出所日¹⁵から2年未満で再犯に至った人が6割前後を占めています。

平成30年では、出所から1年未満で再犯に至った人は、36.8%であり、3月未満という短期間で再犯に至った人も10.3%となっています。

キ 熊本県内の協力雇用主¹⁶は、488社が登録されており、実際に雇用しているのは42社、48人の雇用となっています。〔表3参照〕

表 3

熊本県	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和元年
協力雇用主数（社）	311	327	440	494	488
実績のある雇用主（社）	22	14	20	20	42
雇用される刑務所出所者（人）	29	22	32	32	48

※平成28年から31年は4月1日現在の数値である。

※令和元年は10月1日現在の数値である。

資料；法務省

¹⁵ 前刑出所日 前回の刑の執行を受けて出所した日

¹⁶ 協力雇用主 犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

ク 熊本市の協力雇用主は１０３社（令和２年４月現在）が登録されており、そのうち、業種では建設業が５８社と最も多く、５６％を占めています。〔表４参照〕

【熊本市協力雇用主数（令和２年４月１日現在）】

業種	社数	割合％
建設業	58	56
製造業	4	4
飲食業	2	2
医療福祉業	6	6
その他サービス業	12	11
卸小売業	5	5
運送業	5	5
電気・ガス・水道工事	5	5
農林漁業	2	2
その他	4	4
合計	103	100

資料；熊本保護観察所

ケ 保護司¹⁷は、処遇活動を通して、保護観察¹⁸対象者の改善更生を支えるとともに、地域社会や関係機関・団体等への多様な働きかけを通じて、犯罪や非行を生まない地域づくりに大きく貢献されています。

熊本市の保護司数はほぼ横ばいですが、令和２年度は２９１人となっており、定数の３２０人をやや下回っています。〔表５参照〕

熊本市（１月末）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
熊本市保護司数（人）	285	288	294	296	291
熊本市保護司平均年齢（歳）	64.78	64.76	64.66	64.7	64.03
熊本市保護観察対象者数（人）	190	194	165	138	156

資料；熊本保護観察所

¹⁷ 保護司 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動に従事

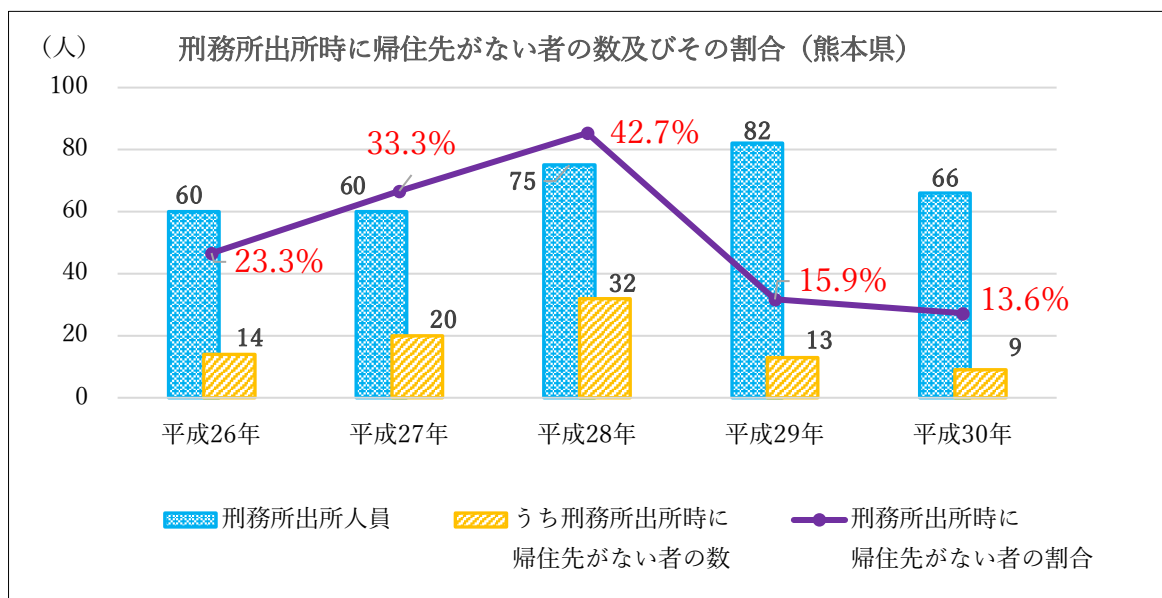
¹⁸ 保護観察 犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの

(2) 更生保護における課題

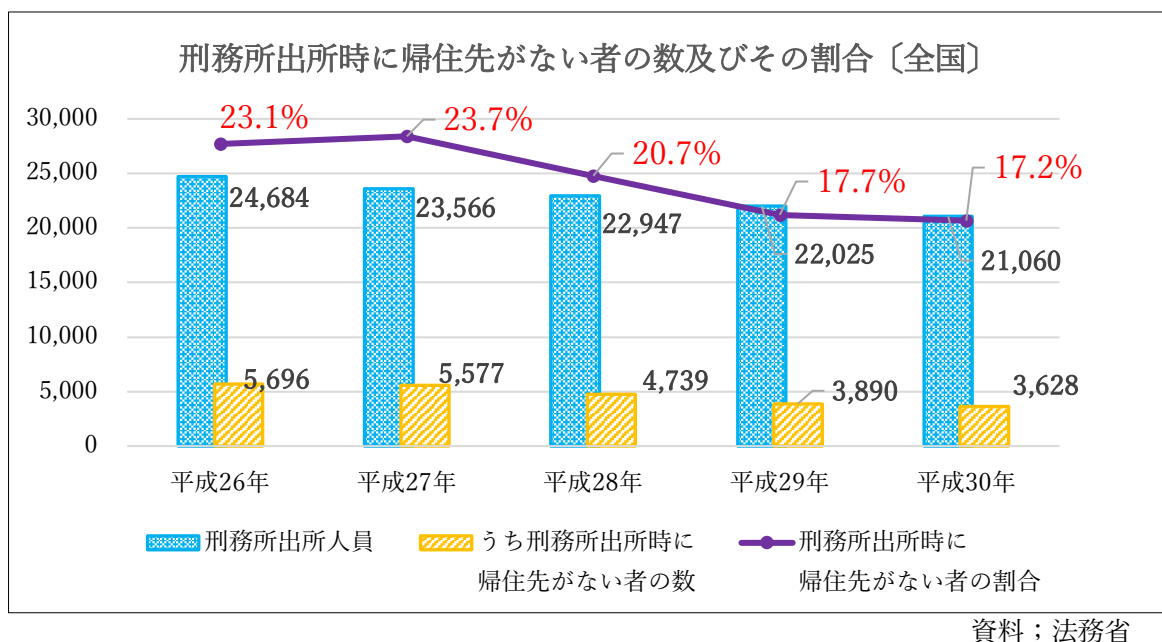
ア 熊本刑務所を満期で出所した人のうち、過去5年平均で約25%（全国では約20%）の人が適当な帰住先¹⁹が確保されないまま刑務所を出所しており、自立更生者の安定した生活の場となる帰住先の確保が課題となっています。

〔グラフ14・15 参照〕

グラフ 14



グラフ 15



イ 全国では、刑務所に再入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であり、また、無職者の再犯率²⁰は、有職者の約3倍となっています。

自立更生者の安定した就労先の確保が課題となっています。

¹⁹ 帰住先 矯正施設から出所、出院等した後に居住する予定の住居などのこと

²⁰ 再犯率 犯罪により検挙等された人が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるかを見る指標

ウ 熊本市では、協力雇用主として活動している企業等の約 5 割が建設業であり、多様な業種の協力雇用主の確保が必要です。

協力雇用主制度の周知と事業者の理解を深め、協力雇用主の登録推進と業種を拡充する必要があります。

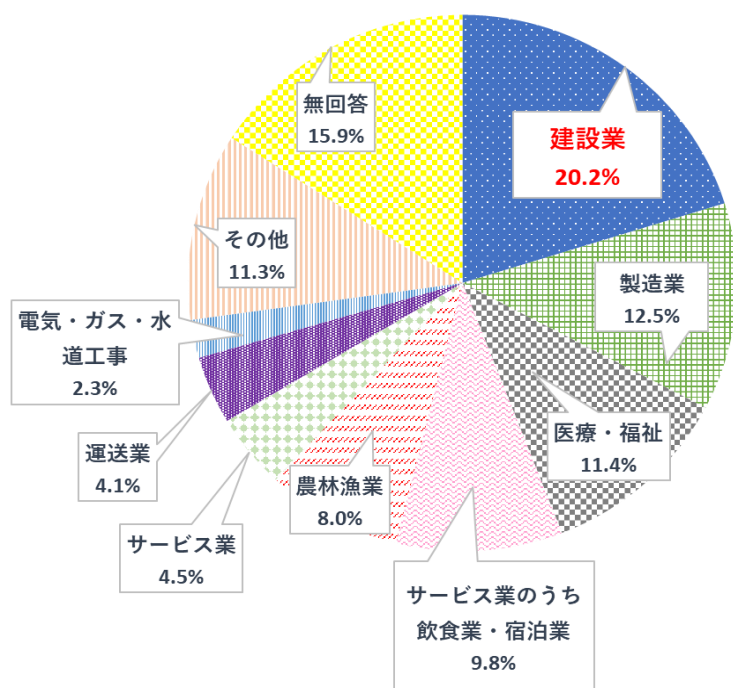
エ 犯罪防止活動や保護観察等、再犯を防止するうえで、今後も安全・安心な社会構築に向けて、保護司をはじめ、更生保護ボランティアの方の継続した確保が必要です。

3 熊本市再犯防止推進モデル事業（平成 30 年度～令和 2 年度）

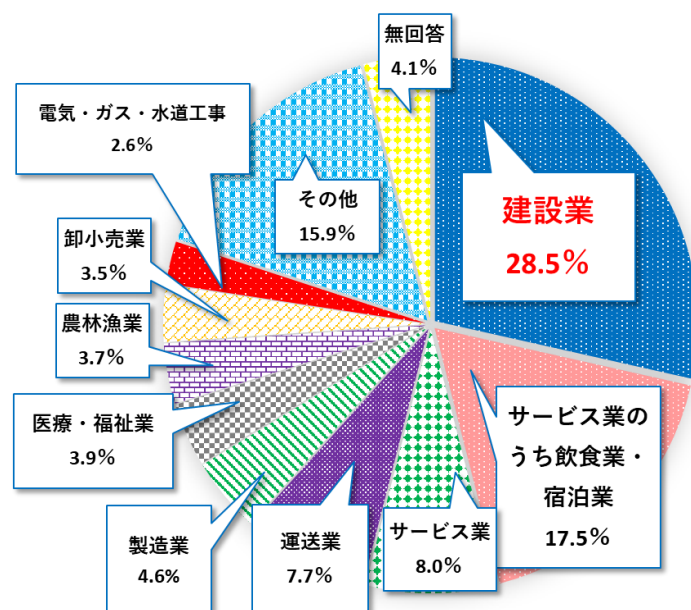
（1）実態調査（平成 30 年度）

【支援対象者への調査】

保護観察中の方（44 人）の協力雇用主に希望する業種

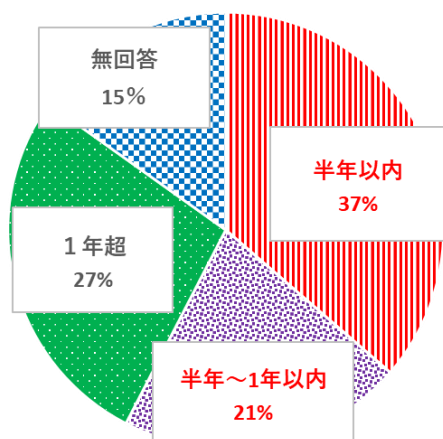


矯正施設入所者（97 人）の出所後に希望する業種



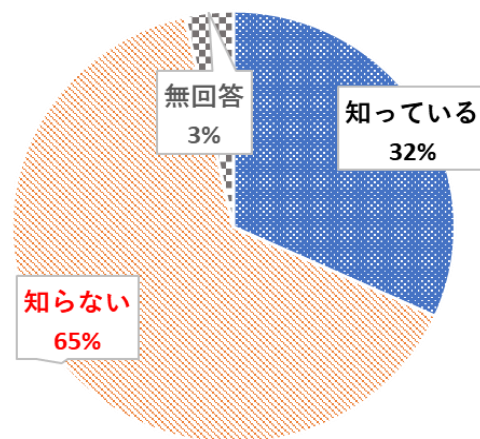
【協力雇用主への調査（60 社）】

協力雇用主として雇用した支援対象者の平均的な勤務継続期間



【未協力雇用主への調査（85 社）】

協力雇用主制度の認知度



【支援団体等へのヒアリング】

〔主な意見〕

- ・社会復帰後の住居及び就労の確保とそれに対する社会の理解促進が必要
- ・対象者は犯歴を開示せず就職し、犯歴が知れることへの不安がある
- ・犯罪や非行をした人への福祉的サービス等の情報提供が必要

(2) 就労支援事業（令和元年度～2年度）

ア 社会復帰応援企業「求人情報誌」の発行

（令和元年10月250部、令和2年2月470部

令和2年9月430部発行）

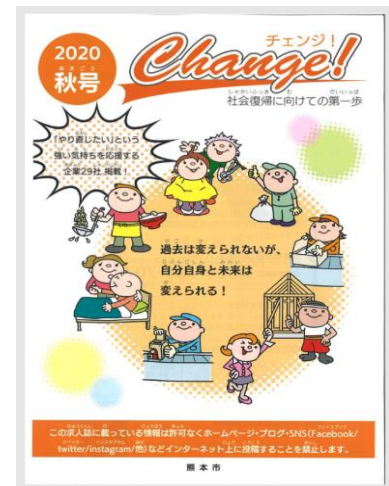
令和3年1月430部発行予定

☞ 2人就職（令和2年7月末現在）

イ 社会復帰応援「企業セミナー」の実施

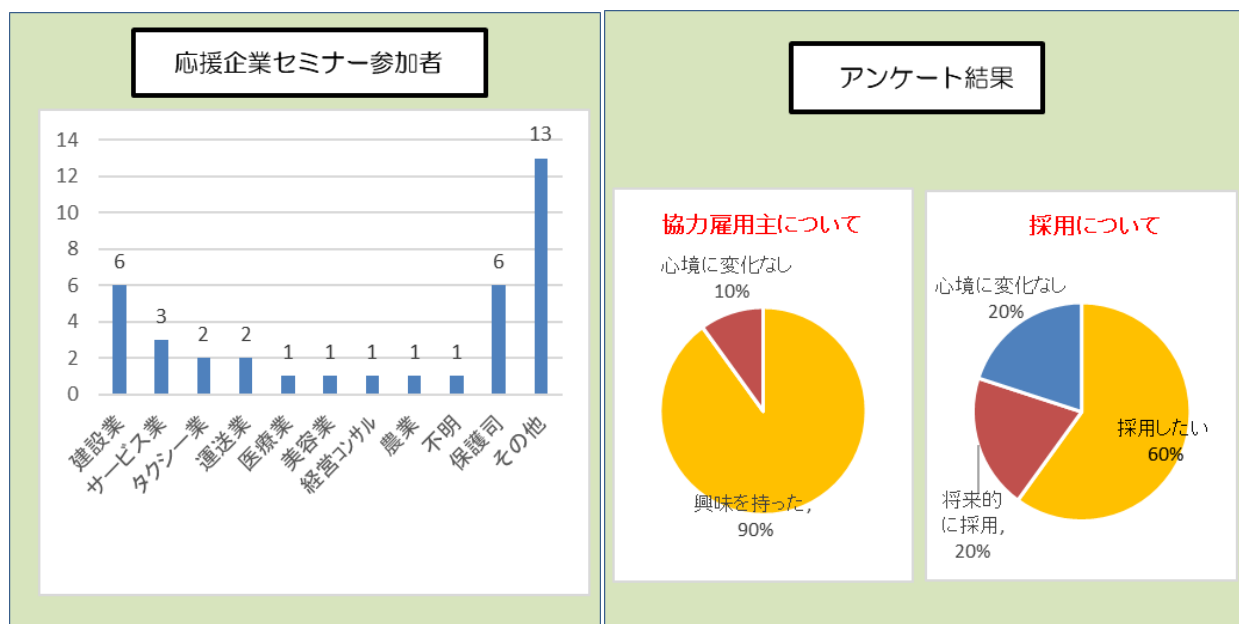
（令和元年11月開催、参加企業22社、

参加人数37人）



社会復帰応援企業求人情報誌
change!

☞ 協力雇用主制度に興味を持った 90%



ウ 社会復帰応援「企業説明会・個別面談会」の実施

(令和元年11月、令和2年2月開催、参加企業18社、参加者10人)

☞ 2人就職(令和2年7月末現在)

エ 「介護職員初任者研修養成講座」の実施

(令和2年1月～2月、全23回開催、参加者3人)

☞ 全員修了・資格取得済み

介護事業所へ就職2人・介護資格講座受講1人

＜受講生の感想＞

- ・研修で学んだことを忘れず毎日勉強して、プロの介護士になりたい。
- ・利用者に愛され、親しみやすい介護職員を目指して一生懸命働きたい。
- ・介護の在り方がよく理解できた。これからはこの知識を生かしたい。

(3) モデル事業から見えた課題

ア 協力雇用主の多い業種と支援対象者が希望する業種が必ずしも一致していないことから、現状を踏まえた支援対象者への就労支援や協力雇用主の業種の拡大が課題となっています。

イ 未協力雇用主においては、協力雇用主制度の認知度が低いことから、関係機関が連携して協力雇用主制度の周知を図り、事業者の理解を深める必要があります。

ウ 求人情報誌は主に保護司が活用しており、協力雇用主と支援対象者を結ぶ有効なツールとなりました。

今後は、保護観察所²¹や経済界と連携し、就労状況の把握に努めるとともに、求人情報の提供を進め、より効果的な支援につなげる必要があります。

エ 企業説明及び個別面談会で2名の支援対象者が就労することができたことから、求人誌の活用や関係団体等との連携により説明会参加企業を増やし、面談に結び付けていくことが重要です。

オ 介護職員初任者研修養成講座においては、3人の参加者全員が資格取得を果たし、うち2人が介護事業所に就職するなど、効果があったことから、今後も就労に向けた講座等の開催や情報の提供が必要です。

²¹ 保護観察所 法務省の地方支部局で、保護観察に付された犯罪をした人等を社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関

4 再犯の防止に向けて

犯罪をした人等が社会復帰を目指すうえで様々な課題があることは、第2章の1から3において記載したとおりですが、まとめると主なものとして次のような課題があります。

ア “社会を明るくする運動”への関心と理解を深め、関係機関・団体等の連携強化と支援対象者の更生に対する市民や地域社会の理解を促進していくことが必要

イ 矯正施設への再入者のうち21.9%が住居不定の人であり、また、出所した人の約25%が適当な帰住先が確保されないまま出所しているなど、帰住先（住まい）の確保が必要

ウ 再入所者の約7割が再犯時に無職であり、また、無職者の再犯率は有職者の約3倍となっており、就労先の確保が必要

エ 協力雇用主の多い業種と支援対象者の希望する業種が、必ずしも一致していないため、現状を踏まえた就労支援や協力雇用主の登録促進と業種の拡大が必要

オ 高齢者や障がい者、薬物事犯者には、適切な医療・福祉サービスが必要な場合があり、サービス情報の提供や特性に応じた支援が必要

カ 少年が孤立して非行に走ることがないように、地域社会全体で少年を見守ることが大切で、関係機関等が連携した地域ぐるみでの支援が必要

そして、これらの課題の解決に向けて、本市では、関係機関・団体等と連携して、各種推進施策に取り組むとともに、犯罪をした人等や保護司等の支援者に対し、必要な情報を提供することで、円滑な社会復帰の促進と再犯の防止を図ることとします。

第3章 基本理念・基本方針

1 基本理念

犯罪をした人等の人権を尊重し、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑な社会復帰を支援することで、再犯を防止するとともに、あらゆる犯罪の被害に遭うことのないよう「犯罪や非行のない、だれもが安全で安心して暮らせる社会」の実現に寄与します。

2 基本方針

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、再び地域社会を構築する一員となるよう、次の推進施策に取り組めます。犯罪をした人等の支援に際しては、被害に遭われた人の心情等に最大限配慮し、再犯防止に取り組めます。

(推進施策)

- (1) 国・県・関係団体との連携強化と広報・啓発の推進
- (2) 住居の確保に関する支援
- (3) 就労の確保に関する支援
- (4) 保健医療・福祉サービスの利用促進
- (5) 非行の防止と修学支援
- (6) 犯罪をした人等の特性に応じた指導・支援

3 成果指標

熊本市の刑法犯検挙者中の再犯者数を450人以下とします。

(基準値：令和元年刑法犯検挙者中の再犯者数564人)

第4章 施策の展開

〈施策の体系〉





第1節 国・県・関係団体との連携強化と広報・啓発の推進

1 国・県・関係団体の取り組み

熊本地方検察庁

事案に応じて、自治体等とケース会議などを行い連携し、対象者を適切な機関につなげています。

熊本刑務所

帰住地のない受刑者について、保護観察所や地域生活定着支援センターと連携して、希望地の更生保護施設や自立準備ホーム²²へ帰住させるように取り組んでいます。

また、「社会を明るくする運動」や矯正展の開催に取り組んでいます。

熊本少年鑑別所

少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関・学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。

熊本保護観察所

”社会を明るくする運動”の強調月間である毎年7月には、”社会を明るくする運動”熊本市推進大会を開催し、市長に対し内閣総理大臣及び熊本県知事メッセージを伝達するなど、広く市民に犯罪の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深めてもらうよう取り組んでいます。

熊本県警察

出所者等の自立・更正への支援等を目的として、熊本県更生保護協会において「熊本県社会復帰支援ネットワーク協議会」が開催されているため、情報交換や意見交換を実施し、連携して再犯防止の推進に取り組んでいます。

少年警察ボランティア員に対して、活動に必要な知識・技能に関する研修その他活動に資する支援を実施しています。

²² 自立準備ホーム あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託（県内では熊本DARCなど）

熊本県地域生活定着センター²³

医療や福祉、行政、教育関係機関とネットワーク協議会を開催するとともに、事業の普及・啓発を図るため、関係機関からの要請に応じて事業説明を行い、協力機関の拡大や受け入れ先の確保に取り組んでいます。

熊本市保護司会連絡協議会

地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点として、更生保護サポートセンター²⁴を県内全ての地区に設置し、活動しています。

更生保護法人²⁵熊本県更生保護協会

関係団体（熊本県保護司会連合会・熊本県更生保護女性連盟・熊本ＢＢＳ会等）への助成を行っています。また、機関誌「更生保護くまもと」を発行し、関係機関に対する指導連絡を行っています。

更生保護法人 熊本県更生保護女性連盟

県内の各地域において開催される様々なイベントに参加し、薬物乱用等に係る啓発・広報活動を行っています。

また、保護観察所、警察等と連携して、更生保護施設²⁶への支援及び犯罪予防活動等を行っています。

更生保護法人 熊本自営会

犯罪予防活動について、保護観察所・熊本県・熊本市・保護司会・更生保護女性連盟等と連携して、犯罪や非行をした人の立ち直りについて、地域社会の理解を求めています。

²³ **地域生活定着支援センター** 高齢又は障がい有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス（社会福祉施設への入所など）を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う施設

²⁴ **更生保護サポートセンター** 保護司会が地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点

²⁵ **更生保護法人** 法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間の団体

²⁶ **更生保護施設** 刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して一定期間、宿泊場所や食事を提供する施設

2 熊本市の取り組み

(1) “社会を明るくする運動”の推進

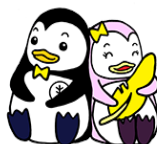
取組内容 ²⁷		担当課
①	"社会を明るくする運動"は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする運動です。 刑を終えた出所者等が真に更生し、社会の一員として円満な生活を営むことができるように、“社会を明るくする運動”や様々な広報媒体を通して、市民と地域社会の理解を深めるための人権啓発に取り組みます。	人権政策課 生活安全課 各区総務企画課 保護管理援護課
②	犯罪のない地域社会を築くために、更生保護団体や社会教育団体、学校関係者等で構成する“社会を明るくする運動”熊本市推進委員会を設置し、熊本市推進大会を開催します。 大会には、構成する団体の他、市民や経済団体等にも、さらに多く参加していただけるよう働きかけます。	生活安全課 人権政策課 各区総務企画課 保護管理援護課
③	7月の再犯防止啓発月間に合わせて、各地区保護司会、校区防犯協会等の地域団体等と連携して、市内各地域で啓発キャンペーン等を実施します。 また、市政だよりや市政広報番組等の様々な広報媒体の活用や市庁舎内でのポスター掲示による広報コーナーの設置など、市民への広報啓発を図ります。	生活安全課 各区総務企画課
④	熊本県の“社会を明るくする運動”に参加し、作文コンテストの募集について各学校に周知するとともに、熊本県更生保護大会などの矯正施設、更生保護関係機関・団体等が主催する運動への参加やイベントの後援等を実施します。	指導課指導課 生活安全課 各区総務企画課 保護管理援護課
⑤	再犯防止推進計画を推進するため、刑事司法関係機関、再犯防止関係団体、学校関係者等で構成する熊本市再犯防止推進連絡会を開催し、各施策について、意見交換するとともに、連携して取り組みます。	生活安全課 関係各課

²⁷ 本市の取組内容には、犯罪をした人等に対する施策のほか、市民生活に支援を必要とする人への施策や犯罪・非行を防止するための取組などの一般施策も含めて記載しています。

取組内容		担当課
⑥	刑事司法関係機関、各自治体等で構成する各種再犯防止推進会議等に参加し、関連施策の推進に必要な情報収集・提供を行うとともに、各種施策に連携して取り組みます。	生活安全課
⑦	熊本市保護司会連絡協議会をはじめとした更生保護団体と定期的に意見交換等を行い、連携して再犯防止の推進に取り組みます。	生活安全課 関係各課
⑧	各校区防犯協会、町内自治会、PTA等の地域団体等と連携して、防犯パトロールや子どもたちの見守り活動などの自主防犯活動や各種イベントにおける防犯意識の普及啓発など、地域の防犯活動の推進に取り組みます。 また、登下校中の子どもが、不審者の行為から身を守るため、助けを求めて避難できるよう、協力いただける民家や商店等に「ひなんの家プレート」を配布して、地域における防犯活動の取り組みを支援します。	生活安全課 健康教育課 各区総務企画課
⑨	関係機関・団体の協力のもと、青少年の健全育成に関する街頭キャンペーンや青少年の健全育成、非行防止のポスター掲示や各種キャンペーンによる啓発品の配布等を行うとともに、青少年関係団体等への出前講座など、各種広報・啓発活動に取り組みます。	青少年教育課

“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする法務省主唱の運動です。



更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん
シンボルマーク 幸福（しあわせ）の黄色い羽根

【行動目標（この運動が目指すこと）】

- 1 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- 2 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

【強調月間】毎年7月1日から同月31日までの1か月間

熊本市における主な取組

- * 熊本市“社会を明るくする運動”「総理大臣・県知事メッセージ伝達式」の実施
- * 熊本市役所のロビーに“社会を明るくする運動”の啓発展示ブース設置
- * 中学校と連携した保護司による「出前授業」の実施
- * 街頭バレードの実施 など



(2) 民間協力団体の活動促進

取組内容		担当課
①	保護司会活動を支援するために、各区の更生保護サポートセンターの活動場所として、市役所施設の一部を提供します。 また、保護司の人材確保を支援するため、市職員の退職予定者に対して保護司活動を紹介するパンフレットを配布するなどの情報提供を行い、保護司確保の取り組みへの協力を行います。	各区総務企画課 生活安全課 保護管理援護課 労務厚生課
②	犯罪がない安全で明るく住みよい地域社会を実現するために、各種防犯関係団体の活動を支援します。 また、関係機関・団体等で構成する「熊本市安全安心まちづくり推進協議会」を開催します。	生活安全課
③	各地区防犯協会と連携して、町内自治会等による防犯灯やカメラ付防犯灯の設置に対する支援を行うなど、犯罪を防止する環境づくりに取り組みます。	生活安全課 地域活動推進課 健康教育課 各区総務企画課
④	熊本市保護司会連絡協議会や熊本BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）²⁸の更生保護関係団体を支援するとともに、これらの団体及び熊本県更生保護女性連盟の活動に関する広報に取り組みます。	保護管理援護課 生活安全課
⑤	支援対象者や保護司等が、再犯防止に係る市及び関係機関・団体の支援の情報を適切かつ確実に利用できるよう、SNS等も活用した広報手段について、関係機関・担当部署等と協議を行います。	生活安全課
⑥	市民活動支援センターあいぽーとを拠点とした更生保護ボランティア団体等への活動支援や活動保険の適用などで、ボランティア活動者の裾野を広げる市民公益活動を推進します。	地域活動推進課

²⁸ BBS会（Big Brothers and Sisters Movement） 非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援する とともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体

取組内容		担当課
⑦	犯罪被害者等の相談窓口を設置し、熊本県、熊本県警察、くまもと被害者支援センター等と連携し、犯罪被害者支援に取り組みます。 また、犯罪被害者やその家族・遺族の犯罪被害の回復や軽減に資することを目的とするくまもと被害者支援センターの活動を支援します。	生活安全課 各区総務企画課
⑧	少年の非行防止と健全育成活動を行う少年補導の活動をより充実させるよう、少年に年齢の近いＢＢＳ会や大学生ボランティアの募集を行うなど、活動を支援します。	保護管理援護課 生活安全課
⑨	DV 被害者の一時保護を行う民間シェルター運営団体に対し支援を行います。	男女共同参画課



第2節 住居の確保に関する支援

1 国・県・関係団体の取り組み

熊本地方検察庁

身柄の拘束を解かれた後、住居確保までの一定の期間、対象者を更生緊急保護²⁹として保護観察所へ引き継ぐための連絡調整をしています。

熊本刑務所

帰住地のない受刑者について、保護観察所や地域生活定住支援センターと連携して、希望地の更生保護施設や自立準備ホームへ帰住させるよう取り組んでいます。

熊本保護観察所

帰住先のない刑務所出所者等について、更生保護施設及び自立準備ホームと連携して、積極的な受入れに向けた調整を促進しています。

また、関係機関・団体の協力を得て、更生保護施設及び自立準備ホームについて、地域において近隣住民の理解をさらに促進し、より充実した運営がなされるよう支援を行っています。

熊本県地域生活定着支援センター

保護観察所からの依頼に基づき、犯罪をした者等の福祉サービスに係るニーズの確認を行い、受入先施設のあっせん等に取り組んでいます。

熊本県暴力追放運動推進センター

効果的な暴力団排除対策を推進するため、関係行政機関（国：熊本労働局・熊本保護観察所・熊本刑務所・県：労働雇用創生課・熊本県警察）、「受入れ協賛企業」及び当センター役職員を構成員とする「暴力団社会復帰対策連絡会」を設置し、毎年度の定例会開催など連携を強化して、暴力団離脱者の社会復帰を支援しています。

²⁹ **更生緊急保護** 保護観察所が満期釈放者、保護観察に付されていない全部執行猶予者及び一部執行猶予者等について、親族からの援助や医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合等、その人の申し出に基づいて、食事等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託したり、生活指導・生活環境の調整等の措置を講ずるもの。期間は、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲（特に必要があるときは、更に6月を超えない範囲内）

熊本市保護司会連絡協議会

矯正施設の仮釈放³⁰者がスムーズに社会復帰を果たせるよう、仮釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就労の確保などを行い、必要な受入れ態勢を整える生活環境の調整を実施しています。

更生保護法人 熊本県更生保護協会

要保護対象者に、その更生を援助するために必要な食事代や交通費などの金品給与の助成を行っています。

また、熊本県社会復帰支援ネットワーク協議会の事務局として、20数か所の機関・団体に呼びかけて、協議会を開催しています。

社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会

市からの委託を受け、仕事や生活のことなどに困っている人の相談に対応する窓口「熊本市生活自立支援センター」を開設し、住宅確保給付金の支給等の支援を行っています。

居住支援法人の認可を受け、独居高齢者や障がい者、生活困窮の人など、賃貸住宅契約時に求められる保証を行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を行う事業を実施しています。

滞納家賃保証については国登録事業者と連携を行い家賃債務保証を行っています。

賃貸アパート契約時に必要な初期費用等の貸付希望者に対して、相談窓口となり、必要な資金貸付を行っています。

更生保護法人 熊本自営会

保護観察所と連携し、更生保護施設において、犯罪をした人等のうち、身寄りや住居がない人に対して、宿泊場所や食事など、安心して自立の準備に集中できる生活基盤を提供するとともに、自立に向けた指導や調整（退所後における住居の調整指導、福祉や医療機関への橋渡し）の実施等に取り組みます。

NPO 法人 熊本ダルク

不動産会社等に協力してもらいながら、利用者個別のケースに合わせて住居探しを行います。

³⁰ **仮釈放** 懲役又は禁錮の受刑者に「改悛の情」があるとき、刑期満了前に仮に釈放し、残刑期間が過ぎるまで、保護観察に付すもの

2 熊本市の取り組み

(1) 民間住宅への入居支援

取組内容		担当課
①	低額所得者や高齢者、障がい者、子育て世帯など、住宅確保要配慮者の多様な住まいのニーズに対する受け皿として、市場における豊富な民間賃貸住宅ストックの活用を促進し、重層的な住宅セーフティネット ³¹ の確保に努めます。	住宅政策課
②	民間賃貸住宅の賃貸人や空き家所有者等に対し、住宅セーフティネット登録制度の内容や居住支援に関する周知を図ります。 また、熊本市居住支援協議会 ³² が運営する「S a f l a n e t (セーフラネット) あんしん住み替え支援サイト」の登録事業者への働きかけや、不動産関係団体の研修会等における周知により、新たなセーフティネット制度に関する普及啓発を図るとともに、住宅確保要配慮者へのセーフティネット住宅の情報を公表します。	住宅政策課
③	住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の不安解消を図り、セーフティネット住宅の登録を促進します。 さらに、セーフティネット住宅の登録事業者が入居を拒まない住宅確保要配慮者の属性について、できるだけ多くの属性が選択されるよう働きかけます。	住宅政策課
④	民間賃貸住宅の空き室や空き家を有効活用するとともに、緩和したセーフティネット住宅の登録基準に基づき、低額所得者の円滑な住まいの確保を図ります。 また、熊本市居住支援協議会や居住支援法人 ³³ 等が連携して入居支援を行うことにより、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。	住宅政策課

³¹ **住宅セーフティネット** セーフティネットの本来の意味は「安全網」で、住宅市場の中で独力で住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組みのこと

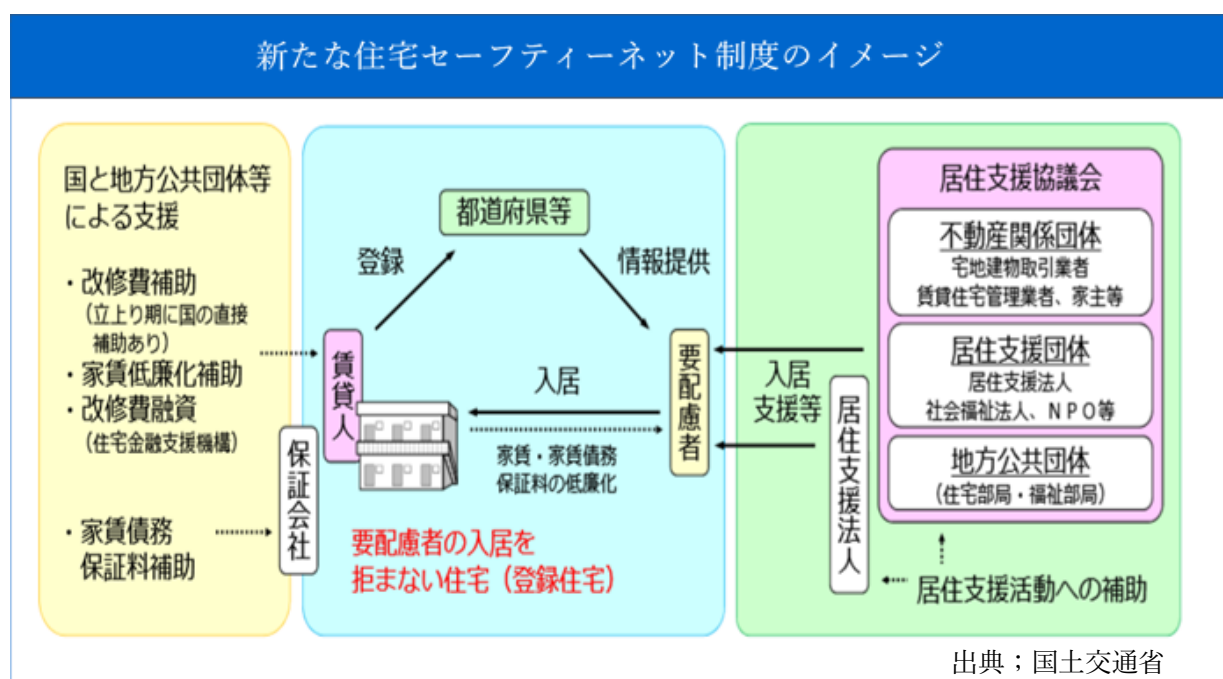
³² **熊本市居住支援協議会** 住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できる環境を整備するため、関係者間で情報を共有し、必要な支援策を協議・実施することを目的とし、不動産関係団体、居住支援団体及び熊本市が協働で平成23年(2011年)7月に設立したもの

³³ **居住支援法人** 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供、相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。〔令和元年(2019年)11月11日時点：14法人〕

取組内容		担当課
⑤	セーフティネット住宅の賃貸人から生活保護の実施機関である福祉事務所に対し、生活保護受給世帯の家賃滞納等に係る情報提供を行い、実施機関が事実確認と代理納付の要否を判断する手続きの制度運用が円滑に行われるよう、賃貸人への制度周知に努めます。 また、福祉事務所その他の関係者と協議・調整を図ります。	住宅政策課
⑥	様々な理由により、住み替えを必要とする住宅確保要配慮者の住まいの確保のために、熊本市居住支援協議会による相談窓口の運営や相談会を実施します。 また、住宅確保要配慮者の状況に応じて、関係機関の相談窓口等と連携し、円滑な入居を図ります。	住宅政策課
⑦	居住支援法人及び居住支援団体等が連携した入居支援を図るため、熊本市居住支援協議会による情報共有の場を設け、居住支援ネットワークを構築することにより、各主体の支援内容、活動地域等の特徴を活かした入居前及び入居後における居住支援体制の充実を図ります。	住宅政策課
⑧	住宅確保配慮者が入居する賃貸住宅の適正な管理を図るため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や「民間賃貸住宅の計画修繕ガイドブック」、「家賃債務保証業者登録制度」等の賃貸住宅の運営やトラブル時の対応等に関する制度について、不動産関係団体との情報共有及び連携を図り、賃借人へ周知します。	住宅政策課
⑨	生活自立支援センターにおいて、住居を失い、インターネットカフェ等で寝泊まりしながら、不安定な就労に従事する人や離職者等に対して、専門の相談員が居住支援をサポートします。	保護管理援護課

(2) 公営住宅への入居支援

	取組内容	担当課
①	市営住宅は、低額所得者や高齢者、障がい者など、真に住宅に困窮する世帯の居住の安定を図るためのセーフティネットの根幹としての役割を担っています。こういった方々に対して適切に市営住宅の提供ができるよう、定期募集時入居資格の拡大や入居時の厳正な入居資格の審査など、適正な管理・運営に取り組みます。	市営住宅課
②	低所得でも入居可能な市営住宅においては、高齢者等へ当選率優遇措置を行います。 また、令和2年度より連帯保証人制度を無くし、緊急連絡人での入居が可能となり、入居しやすい環境を整えます。	市営住宅課
③	令和2年8月定期募集より、申込みがなかった団地については、先着での二次募集の情報を提供し、入居促進を図ります。 また、犯罪の被害に遭われた人については、定期募集の際の入居の優遇措置として抽せん番号の追加をします。	市営住宅課
④	(再掲) 生活自立支援センターにおいて、住居を失い、インターネットカフェ等で寝泊まりしながら、不安定な就労に従事する人や離職者等に対して、専門の相談員が居住支援をサポートします。	保護管理援護課





第3節 就労の確保に関する支援

1 国・県・関係団体の取り組み

熊本地方検察庁

就労支援を必要とする対象者について、保護観察所や社会福祉協議会などの就労支援窓口につなげています。熊本市が発行する求人情報誌や社会復帰応援企業説明会のチラシを対象者に配布しています。

熊本刑務所

ハローワークに対し就労支援に係る協力を依頼し、釈放前に就労の内定を得られるよう取り組んでいます。

熊本少年鑑別所

在所者の健全な育成のための支援の一環として、就職・資格取得に資する図書、視聴覚教材等を整備し、閲読・視聴させるとともに、ハローワーク職員による就労の準備に要する情報の提供、就労に係る助言等を得ながら、就労支援を行っています。

中学を卒業した在所者全員に対して、職業適性を把握するための検査を実施し、その結果をフィードバックしています。

本人及び家族並びに福祉機関等からの依頼により、知能検査や職業適性検査等を行い、職業適性等を把握するためのアセスメントを実施しています。同様に、就労はしたものの、職場への定着に困難を抱えている人に対しては、仕事や職場の人間関係の悩みを細かに把握し、適切な助言を行うなどして職場定着に向けたフォローアップ（離職防止）を行っています。（少年だけでなく成人も対象）

保護観察所

刑務所出所者等に対する就労支援として、ハローワーク等と連携した支援を実施しています。

協力雇用主に対する支援制度としては、刑務所出所者等就労奨励金を実施及び公共工事等の競争入札における優遇制度を実施、協力雇用主の雇い入れ拡大のための支援、なり手の確保などを行っています。

また、コレワーク³⁴及び熊本県就労支援事業者機構による協力雇用主等に対する支援の充実も図っています。

平成18年度からは、法務省と厚生労働省とが連携した「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を開始し、保護観察対象者等に対するハローワークでの専門的支援やトライアル雇用なども行っています。

熊本県警察

関係機関、少年警察ボランティア等と連携を図りながら、非行少年、不良行為少年、被害少年や保護者等に対し、面接・電話等による継続的支援、農業・スポーツ等を通じた各種体験活動、修学・就労に向けた支援等を実施します。

熊本県地域定着支援センター

出来る限り多くの方に『社会的労働』に参加してもらうことを目標とし、高齢や障がいを抱える利用者一人ひとりの適正にあった適材適所の仕事を創出し、地域の中で自立した社会生活を営むことを支援しています。

熊本県暴力追放運動推進センター

熊本県警察及び民間団体企業等と連携しながら、暴力団員の組織からの離脱と離脱者の就労に関する相談・支援活動を強化しています。

暴力団離脱者の相談に応じて、切断指の接続や入れ墨の消去等について必要な指導・助言をする「暴力団社会復帰医療アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」を委嘱し、アドバイザーに対する相談は当センターが窓口となり、熊本県警察の支援を受け対応しています。

暴力団離脱者を社会復帰させるため、離脱者を継続して1か月以上雇用した事業者に対して、6か月を限度に月3万円の雇用給付金を支給しています。

他府県の暴力団離脱者の就労受入れを可能とする「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」を平成28年3月に締結し、広域的な就労支援活動を推進しています。

熊本市保護司会連絡協議会

就職の援助など健全な社会生活を営むために必要な指導・助言を行います。

³⁴ コレワーク 受刑者等の居住地や資格取得などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する人を収容する施設の情報提供などを行う法務省の機関、矯正就労支援情報センターの通称

更生保護法人³⁵熊本県更生保護協会

保護観察対象者の就労を円滑にするため熊本県就労支援事業者機構と連携して、身元保証制度の利用に協力しています。

社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会

市からの委託を受け、仕事や生活のことなどに困っている人の相談に対応する窓口「熊本市生活自立支援センター」を開設し、就労準備支援（NPO法人おーさぁに市が委託）を行っています。

失業等により日常生活全般に困難を抱えている人に対して、相談窓口となり、継続的な相談支援と必要な資金の貸付けを一体的に行「総合支援資金」（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）の貸付を行っています。

住宅確保給付金の支給を受けた人は、「熊本市生活自立支援センター」等で就労支援を行っています。

更生保護法人 熊本自営会

協力雇用主活用のほか、ハローワークの協力を得て就労の確保に努めています。

NPO 法人 熊本ダルク

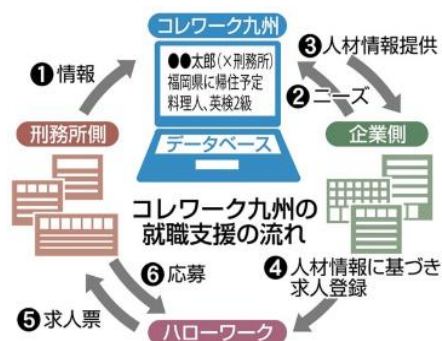
履歴書作成から面接、就労先選び、個別相談などの支援を行っています。

出所者をつなぐ ～コレワーク九州～

＜令和2年7月1日開設＞

コレワークは、受刑者のうち半年以内に出所予定で就労意欲があるといった条件を満たす約2千人の情報を収集しています。企業側からは希望する人材を聞き取り、該当する人を紹介してスムーズに採用につなげています。

面接の日程を調整し、相談会を開催するなど、不安を抱える企業側の負担軽減も図っています。



³⁵ 更生保護法人 法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間の団体

2 熊本市の取り組み

(1) 就労に向けた相談・支援等の充実

取組内容		担当課（室）
①	司法関係機関及びコレワーク、熊本市保護司連絡協議会、協力雇用主等と連携し、保護観察中の人や出所予定者等を対象とした求人情報誌等による就労に関する情報と機会を提供しつつ、民間企業等への就職へとつなげていく取り組みを行います。	生活安全課 経済政策課 （しごとづくり推進室）
②	求職者と企業のマッチングの場としての就職説明会を開催し、これらの取り組みを保護観察所や自立準備ホーム等の関連機関・団体にも周知します。	経済政策課 （しごとづくり推進室） 生活安全課
③	熊本市職業訓練センターにおいて、就職に必要な知識やスキル習得のため、パソコン技能習得講座や介護・簿記・士業系資格の取得講座を実施します。	経済政策課 （しごとづくり推進室）
④	「母子家庭等就業・自立支援センター」を設置し、就業情報の提供や就業相談、就業に有益な講習会を実施、自立支援プログラム策定事業等を実施することにより、母子家庭の母等就業を支援し、経済的自立を促進します。	子ども支援課
⑤	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子ども支援課
⑥	障がいのある人の一般就労の機会を確保するため、「熊本市障がい者就労・生活支援センター」において、就業及び就職後の職場定着に伴う日常生活や社会生活上の支援を行います。 また、関係機関と連携し、企業に対する雇用勧奨や職場開拓に取り組めます。	障がい保健福祉課
⑦	生活保護受給者で就労が可能な人には、福祉事務所の自立支援プログラムに参加を促し、就労に向けた支援を行います。	保護管理援護課

取組内容		担当課（室）
⑧	生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や就労準備支援事業など生活困窮者の支援に取り組みます。 就労準備支援事業では、就労支援プログラムに基づき、日常生活自立、社会的自立、就労自立の3段階による、計画的かつ一貫した支援を実施します。	保護管理援護課
⑨	若者やその保護者等を対象とした電話・メール・来所による相談を実施することで、就労・就学等の適切な支援をつなぎ、若者の社会的自立を後押しします。	子ども支援課 （子ども・若者総合相談センター）
⑩	（再掲）生活自立支援センターにおいて、住居を失い、インターネットカフェ等で寝泊まりしながら、不安定な就労に従事する人や離職者等に対して、専門の相談員が生活支援及び就労支援をサポートします。	保護管理援護課
⑪	保護観察対象者等の円滑な社会復帰に向けて、保護観察対象少年等の市会計年度任用職員としての短期雇用に向けて、熊本保護観察所及び担当部署等との協議を行います。	生活安全課
⑫	一般就労が困難な障がいのある人が働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、販路拡大等による工賃の向上等を目指す就労継続支援事業所の支援に取り組みます。	障がい保健福祉課
⑬	就労の支援をするために、市ホームページへの掲載や、障害福祉サービス情報公表制度に基づく障害福祉サービス情報検索ホームページ等を通じて、就労支援事業所の情報提供を行います。	障がい保健福祉課
⑭	社会保険労務士による無料市民労働相談を設置し、労働問題や社会保険制度についてアドバイスを行います。	経済政策課 （しごとづくり推進室）

(2) 協力雇用主の活動に対する支援

取組内容		担当課
①	協力雇用主制度について、広く市民や企業等の理解を深め、制度の浸透を図るため、市政だよりやホームページ等を活用し、広報を行います。	生活安全課 経済政策課 (しごとづくり推進室)
②	雇用の受け皿を確保するため、コレワークや保護観察所など関係機関と連携し、協力雇用主制度の紹介や活動の意義などについてセミナーを開催し、協力雇用主数の増加につなげます。	経済政策課 (しごとづくり推進室) 生活安全課
③	建設工事入札参加資格審査において、保護観察所に協力雇用主として登録した事業者が希望する場合、市独自評価点の加点を行います。	工事契約課
④	協力雇用主の受注機会の増大を図るため、業務委託における総合評価方式一般競争入札にあたり、案件に応じて評価項目として「協力雇用主としての登録」や「保護観察対象者等の雇用」の設定に関し、国との協議を踏まえ、調整を行います。	生活安全課 契約政策課

熊本市生活自立支援センター

生活、仕事、住まいなどの様々な悩みについて、どこに相談したらよいか迷ったときに最初に相談していただく窓口として、熊本市生活自立支援センターを開設しています。

生活に困窮している方の相談を受け付け、必要な情報提供や支援機関へのつなぎ支援を行うほか、中長期的な支援を要する方には、その方の状況に応じた支援プランを作成し支援を実施します。

支援内容	具体的な内容
家計相談支援	家計状況の問題を整理し、自らか計を管理していけるように、状況に応じた支援計画の作成や貸付のあっせん等を行います。
就労準備支援	「社会との関わりに不安がある」、「周囲の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに働くことが心配な方に、就労に向けた訓練や就労体験の機会を提供します。
住居確保給付金	離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動を行うこと等を条件として、一定の期間、家賃相当額を支給します。
一時生活支援	決まった住居のない方に、一定期間の宿泊場所と食事等を提供しながら、自立した生活に向けた支援を行います。



第4節 保健医療・福祉サービスの利用促進

1 国・県・関係団体の取り組み

熊本地方検察庁

対象者が適切な医療・福祉サービスが受けられるように、社会福祉士のアドバイスを受けるなどして、適切な機関につなげています。

熊本刑務所

釈放前において、高齢受刑者については介護保険法、障害を有する受刑者については障害者総合支援法の利用申請を福祉課等と連携して行っています。

熊本少年鑑別所

高齢者又は障害のある犯罪をした人等への、円滑な福祉サービスの利用に資するため、検察庁等からの依頼により、個別式知能検査や認知症検査等を実施しています。

刑事司法関係機関からの依頼により、同機関の職員に対し、高齢者及び障害のある人等の特性等についての研修を実施しています。

熊本保護観察所

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき入院決定（医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定）を受けた人について、退院後の生活環境の調整を行います。

また、通院決定（入院によらない医療を受けさせる旨の決定）を受けた人及び退院を許可された人については、原則として3年間、保護観察所による精神保健観察に付され、必要な医療と援助の確保が図られます。

熊本県警察

薬物事犯で検挙された人やその家族等に対してパンフレットを配布し、薬物再乱用防止対策を行う関係機関・団体に資する情報を提供するなど、支援窓口に繋げる活動を推進しています。

児童・生徒、保護者等を対象とした肥後っ子サポート教室（非行防止教室、薬物乱用防止教室及び保護者教室）を実施しています。

熊本県地域生活定着支援センター

保護観察所からの依頼に基づき、犯罪をした人等の福祉サービスに係るニーズの確認を行い、高齢又は障がいを有し、福祉サービスを受けることを希望する人については、申請支援等を行っています。

現在の取り組みのほかに、国の関係機関への保健・医療・福祉サービス等の支援制度や手続きの平易で分かりやすい言葉による細やかな周知を行っています。

また、再犯防止推進協議会などあらゆる機会を活用して、関係機関の連携強化及び情報共有を図るとともに、その中で必要とされる支援・助成制度については、全国の実施状況等について情報収集を行い、検討しています。

社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会

関係機関との連携の強化により、各機関の相談窓口等で適切な情報提供や迅速なつながりができる「包括的相談体制」の構築を推進し、保健医療・福祉サービスの利用を促進します。

市からの委託を受け、仕事や生活等に困っている方の相談対応する窓口「熊本市生活自立支援センター」を開設しています。

更生保護法人 熊本自営会

高齢の出所者や病気等によって仕事ができない人について、医療の確保や福祉サービスへの橋渡し等に取り組んでいます。

NPO 法人 熊本ダルク

熊本市、県主催の個別、グループワークを中心に、それぞれに応じた社会資源の活用の仕方や週間プログラムの組み方の援助を行っています。

～熊本ダルクの取り組み～

依存症からの回復を支援する「伴走型支援」

熊本ダルク（Drug Addiction Rehabilitation Center）は、毎日ミーティンググループセラピーを行い、依存症からの回復を目指す仲間の居場所で、どんなアディクトでもプログラムを徹底的に行えば回復できるという希望をメッセージしています。

スタッフは、全員が依存症からの回復者で、経験・知恵・勇気・希望を分かち合い、相談者にとってどのような回復への取り組みが良いのかを一緒に考えます。

トライアルで通うこともでき、様子を見ながら日にちを増やしていくことも可能です。

夜間ミーティングプログラムもあるため、仕事をお持ちの方などの利用も可能で、入寮についても相談を受けています。

「熊本 DARC ニュース」等を通し、各関係団体関係者、利用者等からの記事掲載やセミナー・フォーラム等の案内を行っています。

2 熊本市の取り組み

(1) 高齢者・障がい者への支援

取組内容		担当課
①	高齢者自らの積極的な社会参加や健康づくり・介護予防を促進するほか、介護保険サービスや地域資源の活用による多様な生活支援の充実を図ることで、医療・介護・予防・住まい・生活支援が地域で一体的に提供される仕組みである地域包括ケアシステムの推進に向けて、市民や民間の関係団体とともに取り組みます。 また、地域包括ケアシステムの中核機関である高齢者支援センターささえりあを中心に、地域の介護予防や総合相談・支援、権利擁護、地域や関係機関との連携強化を推進します。	高齢福祉課
②	認知症高齢者、知的障がい者など、判断能力が十分でない人の権利を擁護し、地域で自立した生活を送れるよう支援することを目的に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理等を実施する日常生活自立支援事業の実施を支援します。	健康福祉政策課
③	障がい者相談支援センターにおいて、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等を行うなど、障がいのある人の自立生活に必要な支援を行います。 また、地域活動支援センターにおいて、障がいのある人が気軽に利用できる日中活動の場を提供し、社会参加を支援します。	障がい保健福祉課
④	地域住民や民生委員等の幅広い関係団体・機関と連携し、地域で支援を必要とする人の早期発見や見守りの仕組みづくりを進め、的確に支援に結び付けていく取り組みを推進します。	健康福祉政策課
⑤	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した個別計画の作成等様々な支援を包括的かつ計画的に取り組みます。	保護管理援護課
⑥	生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立した生活を送るため扶助費などを支給します。	各区保護課

取組内容		担当課
⑦	生活保護受給者については、ケースワーカーによる訪問調査において生活状況を把握し、日常生活の支援や金銭管理の助言に努めます。 また、必要に応じて関係機関と連携し、介護・障害福祉サービスや熊本市社会福祉協議会の金銭管理等の活用を助言します。	各区保護課
⑧	生活保護受給者に対して、生活習慣病の予防のため、特定健康診査を実施します。	健康づくり推進課
⑨	精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談機関として、こころの健康相談のほか、区役所及び関係機関の複雑困難な事例、医療機関及び相談機関等に繋がっていない事例など様々な相談に対応します。 また、区役所、医療機関、障がい者相談支援センター等が様々な相談に適切に対応できるよう研修等を実施します。	こころの健康センター

(2) 薬物依存を有する人への支援

取組内容		担当課（室）
①	依存症当事者グループプログラムを開催し、回復に向けたプログラムを実施します。 また、依存症者の家族が適切な対応を学べる場として、依存症家族教室を実施します。	こころの健康センター
②	当事者に対する回復支援やその家族への支援を効果的に行うため、熊本保護観察所が開催する地域連絡協議会、熊本県精神保健福祉センターが開催する医療機関や支援機関の依存症スタッフミーティング等を通じて、医療機関、区役所、保護観察所等の各関係機関との情報・意見交換、連携の強化を図ります。 一次相談窓口である区役所と依存症専門相談拠点であるこころの健康センター、医療機関等の関係機関が連携して、回復支援を行います。	各区福祉課 こころの健康センター
③	保健所、病院、警察等の相談窓口において、薬物問題に悩む本人や家族等からの相談に対して、電話や面談等による対応を行うとともに、こころの健康センターを薬物依存症に関する依存症専門相談拠点として明確に位置付け、相談支援体制を確保します。	障がい保健福祉課（精神保健福祉室） こころの健康センター
④	薬物への依存が懸念される若者やその家族等からの相談について受け付け、支援機関・団体等と連携し適切な支援につなげます。	子ども支援課 （子ども・若者総合相談センター）
⑤	地域で依存症の支援・治療を提供する関係機関に対して研修を実施し、薬物依存症に対する効果的な対応の促進を図ります。	こころの健康センター
⑥	熊本ダルクや各自助グループの活動や普及啓発への支援や協力を行うことで、連携を図ります。	こころの健康センター 各区福祉課
⑦	医療及び保護のために、入院させなければ、自傷他害のおそれがあると認められる薬物依存症等の精神障害者に対しては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院制度により、適正に対処します。	障がい保健福祉課（精神保健福祉室）

取組内容		担当課（室）
⑧	熊本保護観察所からの依頼により、薬物事犯で矯正施設に収容されている人の帰住先の引受人に対して行われる引受人会で、薬物依存及び家族の対応についての講話を行い、家族の不安軽減と円滑な社会復帰を促します。	こころの健康センター
⑨	依存症治療・支援に詳しい講師を招き、市民に対して、依存症の正しい理解や回復に向けての支援等について啓発を進めるとともに、ホームページやリーフレット等に薬物依存に関することや相談支援についての情報等を掲載し、周知を図ります。	こころの健康センター
⑩	薬物の乱用は、犯罪行為であるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を実施します。	医療政策課



第5節 非行の防止と修学支援

1 国・県・関係団体の取り組み

熊本刑務所

矯正施設において就学支援等を受けた者について、施設内処遇の内容を踏まえ、矯正施設、保護観察所、民間ボランティア、地方公共団体等関係機関が協働して、本人の状況に応じた学びの機能に向けた学習相談・学習支援等の効果的な支援が実施できるよう個別のケースに応じて、関係機関によるネットワークの構築等について検討していきます。

熊本少年鑑別所

関係機関・団体・本人・家族からの依頼を受け、相談内容に合わせて、心理検査や適性検査を行い、依頼者に結果を説明します。依頼者が本人や家族でなくても要望があれば、本人や家族にも結果を分かりやすく説明します。

問題行動等の相談者の主訴等に対して、面接や心理検査などを行った上で、どうして問題行動が生じているのか、どのように指導・支援に当たればよいのかなどについて提案します。

関係機関・団体からの依頼を受けて、本人や家族との心理相談を行います。

関係機関・団体からの依頼に応じて、問題行動等のある人の支援に関する事例検討会（ケース会議）などに参加し、見立てや指導方法に関する助言・提案を行います。

地方公共団体・学校・福祉・更生保護等の関係機関・団体が主催する研修会・講演会などで、非行・犯罪・子育ての問題、思春期の子どもの行動理解と教育方法や指導方法などについて分かりやすく説明します。

児童・生徒・学生等を対象として、非行少年に対する司法手続きや処分の種類・内容などについて、法教育授業（いわゆる「出前授業」）を行うほか、教員の研修も行っています。

在所者の学校への復学に当たっては、本人の円滑な復学及び健全育成の観点から、必要に応じて学校等との情報共有や連携を適切に行うよう取り組んでいます。

熊本保護観察所

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りについての地域社会の人々の理解や関心を深め、彼らを地域の一員として受け入れ、また、その立ち直りを見守り援助することにより、彼らが再び犯罪や非行に陥らないような環境作りを目指しています。

更生保護における犯罪予防活動は、それぞれの地域において、保護司を始めとする更生保護ボランティアを中心に、地方自治体や地域の関係機関等と連携して進めています。具体的には、講演会・シンポジウム・非行防止教室・非行相談・街頭補導活動などを通じ、地域住民に対し、犯罪や非行のない社会づくりを呼び掛けるとともに、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りに協力してもらえるよう働き掛けています。

矯正施設において就学支援等を受けた者について、施設内処遇の内容を踏まえ、矯正施設、保護観察所、民間ボランティア、地方公共団体等関係機関が協働して、本人の状況に応じた学びの機能に向けた学習相談・学習支援等の効果的な支援が実施できるよう、関係機関によるネットワークの構築等について検討していきます。

熊本県警察

関係機関、少年警察ボランティア等と連携を図りながら、非行少年、不良行為少年、被害少年や保護者等に対し、面接・電話等による継続的支援、農業・スポーツ等を通じた各種体験活動、修学・就労に向けた支援等を実施しています。（再掲）

児童・生徒、保護者等を対象とした肥後っ子サポート教室（非行防止教室、薬物乱用防止教室及び保護者教室）を実施しています。

県下21地区の学校等警察連絡協議会を組織するとともに、その上部組織である県学校等警察連絡協議会を設置し、学校と警察が相互理解を深め、児童・生徒の非行・被害防止その他健全育成施策を推進し、密接な情報交換と行動連携の強化を図っています。

警察本部少年課及び熊本市内の警察署等7警察署にスクールサポーター（警察OB）12人を配置し、児童・生徒の非行事案への対応、いじめ・校内暴力事案に対する指導・助言等を行っています。

熊本県暴力追放センター

学校・行政等教育関係機関や熊本県警察等と緊密な連携を保持し、暴力団の活動実態や少年に与える悪影響等の周知を図っています。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、県下の少年指導委

員（以下「委員」という。）に対する研修会を熊本県警察少年課と共催し、委員に対して暴力団の現状や少年に対する暴力団の影響排除要領等を教養しています。

熊本市保護司会連絡協議会

各地区保護司会の学校担当保護司を中心に関係者との連絡協議会や、登下校時の声かけ運動を実施しています。

更生保護法人 熊本県更生保護協会

「社会を明るくする運動」に参加しているほか、保護観察所や関係団体と連携して、非行防止をテーマに「中学校生徒弁論大会」及び「小中学生作文コンテスト」を開催し、広報・啓発に取り組んでいます。

NPO 法人 熊本ダルク

中高大学講演、各専門学校非常勤講師（理学・作業療法、社会福祉、精神保健福祉）を行っています。

熊本 BBS 会

非行のない社会環境づくりのため、スポーツ等を通じて少年少女とコミュニケーションを図る社会参加活動や公園の美化活動などの社会貢献活動を実施しています。

また、青少年の非行防止活動として、夏休みを利用して中高生といじめなどの様々な問題について話し合う活動を毎年行っています。

引き続き、療育支援が必要な少年・保護者については、県の関係機関による相談支援等を実施します。

2 熊本市の取り組み

(1) 少年非行・被害の未然防止への支援

取組内容		担当課（室）
①	地元警察署や少年サポートセンター等とも連携して、巡回指導員や声かけ活動を実施するなど、少年非行の未然防止等に取り組みます。 また、地域ネットワークの定着化や活性化を図るため、研修や巡回への同行指導などの支援を行います。	青少年教育課
②	青少年の非行・被害の防止や暴走族の追放に向けた啓発活動を行う「青少年の非行・被害防止強調月間、暴走族追放月間」（7月）において、市民への広報・啓発活動に取り組みます。	青少年教育課 生活安全課
③	児童相談所では、児童の家出、盗癖などのぐ犯行為や、窃盗、傷害などの触法行為に関する相談・支援を進めるとともに、警察・学校等の関係機関の連携の充実に取り組みます。	児童相談所
④	学校警察連絡協議会や家庭裁判所との連絡会等により、関係機関との連携を確保します。	総合支援課
⑤	学校の薬物乱用防止教育の充実に図るために、市立学校の教職員を対象に、研修会を開催し、講習会等の情報や資料等を提供します。 また、各学校において、県警（スクールサポーター）、学校薬剤師等と連携した喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室を開催します。 さらに、県警との連携によるホームページやリーフレットを用いた大麻・覚せい剤・危険ドラッグ等に関する防止啓発を通して、薬物乱用の弊害を広く周知する等の普及啓発活動を実施します。	健康教育課 青少年教育課
⑥	市立学校に専門講師を派遣し、命の大切さや性被害及び性感染症をテーマにした講演会を開催し、正しい知識や確かな情報を基に、自他の生命を大切に、適切な判断や行動ができる教育を推進します。	健康教育課
⑦	電話やメール等により、子ども・若者に関するあらゆる相談に24時間体制で対応し、専門機関へつなぎます。 また、非行少年及び非行歴を有する若者などが抱える様々な悩み等に対する支援機関・相談窓口を周知するなど、支援体制の充実に図ります。	子ども支援課 （子ども・若者総合相談センター）

取組内容		担当課（室）
⑧	子どもを持つ保護者を中心に、家庭教育について学習機会を提供するとともに、その重要性について啓発を行います。	青少年教育課
⑨	情報モラル教育推進リーダーを対象とした Off-Jt 研修、全教職員を対象とした SD 研修、学校における OJT 研修の実施により、教職員による情報モラル教育の進め方について支援します。	総合支援課 教育センター
⑩	道徳教育推進教師を対象とした研修を実施し、道徳教育の内容充実を図り、学校（園）、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、道徳教育を推進します。	教育センター
⑪	熊本市青少年指導員は、少年非行の未然防止を目的に、地域の街頭指導での声かけや街頭での啓発活動などの活動を行っており、これらの活動が効果的に実施されるよう支援します。	青少年教育課
⑫	熊本市青少年センターでは、地域及び関係機関との連携を強化し、街頭指導活動を推進するとともに、健全育成懇談会や非行防止教室を開催し非行防止に向けた啓発を行います。	青少年教育課
⑬	各警察署と連携し、犯罪の発生状況及び防犯対策を市ホームページ等で発信するほか、防犯だより等を活用して、防犯対策等の呼びかけを行います。 また、地域防犯に関する各種キャンペーンや防犯研修会などを通じて、市民の防犯知識・防犯意識を高めます。	生活安全課
⑭	校区防犯協会をはじめ、町内自治会、小学校、警察署など関係者が連携し、防犯パトロールなど、地域での防犯活動・見守り活動に取り組みます。 さらには、青色回転灯装備車両によるパトロールを実施し、地域の防犯意識を高め、地域への防犯パトロール用具の提供など、地域における防犯活動の取り組みを支援します。	生活安全課 各区総務企画課
⑮	地域と行政が協働して青少年の健全育成を図るため、校区青少年健全育成協議会の活動を支援します。 また、子どもたちが様々な野外体験活動などを通して、心豊かでたくましい「生きる力」を育むことができるよう指導者を養成し、安全で質の高い青少年活動を支援します。	生涯学習課
⑯	更生保護活動の円滑な推進に取り組む熊本市保護司会連絡協議会に対して、支援を行うことで、青少年の非行防止及び保護育成を図ります。	保護管理援護課

(2) 学校等と連携した修学支援

取組内容		担当課（室）
①	発達や就学・いじめや不登校等の教育相談対応や、不登校児童生徒に対して学校や家庭と連携しながら社会的自立を支援します。 いじめ・非行・暴力行為等の問題行動に関しては、スクールカウンセラー（ＳＣ）を活用し、児童生徒の内面的なケアを行います。また、課題を抱える児童生徒の背景にある家庭環境等に対しては、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を活用して家庭の支援や改善に向けた取り組みを行います。	総合支援課 （教育相談室）
②	様々な理由で高等学校を卒業できなかった人等に対して実施される「高等学校卒業程度認定試験」について、熊本県教育委員会から依頼を受け、受験案内の配布を行います。 また、退学した生徒の相談に対し、再修学や就労等に係るアドバイスをを行います。	総合支援課 （教育相談室） 指導課 子ども支援課 （子ども・若者 総合相談センター）
③	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、支援が必要な児童生徒の心理又は児童生徒の置かれた環境に着目した指導支援を行います。 また、学校教育コンシェルジュを設置し、保護者からの学校教育に関するあらゆる相談を受け、専門的な助言に加え、必要な支援を行います。	総合支援課 （教育相談室）
④	教育相談室等において、子どもや保護者等からの教育に関する相談や非行等の問題行動に関する相談に対する助言・他機関の紹介等を行い、不安・悩みの解消を図ります。	総合支援課 （教育相談室）
⑤	経済的な理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助するとともに、生徒、学生等に対して奨学金を貸し付け、修学を支援します。	指導課
⑥	全小中学校に整備しているタブレット端末等を活用し、習熟度に応じた学習を支援します。 さらに、学力向上に向けた支援が必要な小学生に対しては、学力向上支援員の派遣や「学びたいむ」の開催を通じて、子どもたちの基礎学力の定着を図ります。	指導課
⑦	中学１年生から中学３年生までの生活保護を受ける子どもを対象に学習支援を実施します。	保護管理援護課

取組内容		担当課（室）
⑧	発達障がい者を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させ、さらに障がいの有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。	指導課 総合支援課 （特別支援教育室）
⑨	ひとり親家庭における高等職業訓練給付金の受給者に対し貸付を行い、これらの人の就学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ります。 また、母子父子家庭に対し、就学資金や生活資金などの貸付を行い、就学や経済的自立を支援します。	子ども支援課

第6節 犯罪をした人等の特性に応じた指導・支援

1 国・県・関係団体の取り組み

熊本刑務所

暴力団離脱指導を実施しており、警察等と協力したうえで、暴力団の反社会性を認識させ、暴力団からの離脱に向けた働きかけを行い、本人の有する具体的な問題性の排除及び離脱意思の醸成を図っています。

熊本少年鑑別所

「法務省式ケースアセスメントツール（M J C A）」の活用等により、鑑別の精度の一層の向上を図るとともに、処遇過程においてもそのアセスメント機能を発揮し、少年保護手続を縦貫した継続的な鑑別の実施を推進しています。

在所者に対し、学校等の関係機関や民間ボランティアの協力を得て、学習や文化活動等に触れる機会を付与するなど、少年の健全育成のために必要な知識及び能力の向上を図っています。

熊本保護観察所

DV・ストーカー事案を認知した場合は、被害者等の安全確保を最優先とした活動を行うとともに、事件化が困難な場合においては加害者に対する指導警告を行うなど、被害者等の安全確保に努めています。

また、加害者の同意に基づき、加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について、地域精神科医等の助言を受けさせる、又は加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関等との連携を推進するとともに、必要に応じて、保護観察所等と連携して、加害予防のための取り組みを行っています。

熊本県警察

関係機関、少年警察ボランティア等と連携を図りながら、非行少年、不良行為少年、被害少年や保護者等に対し、面接・電話等による継続的支援、農業・スポーツ等を通じた各種体験活動、修学・就労に向けた支援等を実施しています。

DV・ストーカー事案を認知した場合は、被害者等の安全確保を最優先とした活動を行うとともに、事件化が困難な場合においては加害者に対する指導警告を行うなど、被害者等の安全確保に努めています。

また、加害者の同意に基づき、加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について、地域精神科医等の助言を受けさせる、又は加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関等との連携を推進するとともに、必要に応じて、保護観察所等と連携して、加害予防のための取り組みを行っています。

子供対象性犯罪は再犯率が高いことから、対象犯罪の出所者の再犯を防止するため、当該出所者の所在確認、定期的な面接指導等を行っています。

矯正施設と連携して暴力団員の離脱に向けて働きかけを行うとともに、離脱支援及び就労支援に取り組んでいます。

また、（公財）熊本県暴力追放推進センターや関係機関と連携の上、社会復帰対策協議会の枠組みを活用するなどし、協賛企業への登録を働きかけ、暴力団離脱者の雇用の場の確保を図っています。

熊本県暴力追放運動推進センター

熊本刑務所において、服役中の暴力団員に対し「暴力団を取り巻く社会の現状等」の講話を行い、組織からの離脱と出所後の就労による社会復帰の促進を図っています。

熊本市保護司会連絡協議会

保護観察を受けている人と面談を重ね、再犯防止のため指導・助言を行っています。

更生保護法人 熊本自営会

保護観察所と連携して、薬物、性犯罪等の各種プログラムを活用し、本人の意識の変容を図っています。

NPO 法人 熊本ダルク

定期的なグループワーク、1 2 STEP プログラム、個別相談支援を行っています。

熊本人権擁護委員協議会熊本市部会

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくし、社会復帰に資するよう各種人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

熊本県性暴力被害にあわれた方とその家族のためのサポートセンター

ゆあさいどくまもと

●電話相談（無料）

被害にあわれた方の気持ちや体調をくみ取りながら、ゆっくりと話をお聴きします。

年末年始を除く 24 時間、専門の相談員が電話を受け付けます。秘密は守られます。

●面接相談

相談の内容や本人の希望に応じて、専門の相談員による面接を行います。

相談は無料ですが、予約が必要です。（月～金 10 時～16 時まで）

●専門相談（初回のみ無料）

●警察や病院等への付き添い

2 熊本市の取り組み

(1) 少年・若者への効果的な指導・支援等

取組内容		担当課（室）
①	予防及び早期発見・対応のため、要保護児童対策地域協議会の運営を行うとともに、各区に児童虐待相談員等を配置することにより、子ども家庭総合支援拠点として整備し、個別ケース検討会議等を通じて関係機関と連携した児童・家庭の支援に取り組みます。	子ども政策課 各区保健子ども課 児童相談所
②	生活指導等を要する児童に対して、必要に応じ、児童相談所での助言・指導及び社会的養護を通じて、社会生活に適応できるよう支援します。 また、保護者のいない児童や保護者に監護させることが不適当な児童の養育のため、児童福祉施設入所や里親制度の活用を図ります。	児童相談所
③	家庭で子どもを育てられない、子育てに不安があるといった家庭の問題に対し、必要な助言・指導及び社会的養護を行います。 児童虐待に対しては、地域の医療、法律その他の専門機関等の協力を得て、高度で専門的な対応を可能とする体制を確保します。	児童相談所
④	児童相談所全国共通ダイヤル（１８９）等により、虐待の通報や子育ての不安等に迅速かつ適時に対応することで、児童虐待の早期発見・未然防止を推進します。	児童相談所
⑤	児童虐待対応ハンドブック等を活用し、子どものＳＯＳへの気づきの推進と関係機関の連携強化を図ります。	児童相談所
⑥	ネグレクト等を背景とする非行・不登校等の複雑・多様化する学齢児の問題に対し、個々に応じた実効的な相談、支援等を実施するためには、福祉・教育・警察等の各機関の連携が必要であるため、「学齢児支援に係る専門機関による連絡会」における連携の推進を図ります。	児童相談所
⑦	児童虐待防止推進月間を中心に、オレンジリボン・キャンペーンを実施する等、児童虐待の防止に取り組む意識の向上のために、普及啓発活動を推進します。	子ども政策課
⑧	父又は母と生計を同じくしていない児童等を監護・療育している人等に手当を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。	子ども支援課

(2) その他の特性に応じた指導・支援

取組内容		担当課（室）
①	女性からの様々な相談に応じ、必要な助言や援助を行います。 また、家庭やパートナー、仕事、生き方のことなど、性別に起因する生きづらさを感じている人への相談に対応します。	各区福祉課
②	DVの現状及び被害者・加害者双方の心理状態、DVを生み出す要因や背景等を理解することを目的とした講演会や出前講座等を開催します。	男女共同参画課
③	性依存に関する相談の中でDV等の課題を抱えているケースがあり、性依存の支援の中で依存症当事者グループプログラムや医療機関の紹介を行います。	こころの健康センター
④	（再掲）犯罪被害者等への相談窓口を設置し、熊本県、熊本県警察、くまもと被害者支援センター等と連携し、犯罪被害者支援に取り組みます。 また、犯罪被害者やその家族・遺族の犯罪被害の回復や軽減に資することを目的とするくまもと被害者支援センターの活動を支援します。	生活安全課 各区総務企画課
⑤	矯正施設等からの依頼に応じ、熊本市発達障がい者支援センターに配置されている地域支援マネージャーを中心に発達障害とその二次障害、触法行為との関連等についての情報提供や研修を行う等の連携を図ります。	子ども発達支援センター
⑥	発達障がい児者及び家族等からの様々な相談に応じ、必要な助言や支援を行います。また、研修等を行い普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携を図り、安定した生活の実現を目指す支援を行います。	子ども発達支援センター
⑦	SNSを活用した「こころの悩み相談」の運営やリーフレットを配布し、悩みを抱えている市民からの相談に応じるとともに、必要に応じ医療機関につなげるなど自殺の防止に努めます。	障がい保健福祉課(精神保健福祉室)
⑧	アルコール依存やギャンブル依存など薬物依存以外の相談について、個々の依存対象や特性に応じた相談対応を行い、必要に応じて依存症当事者グループプログラムの実施や関係機関との連携を図ります。	こころの健康センター

取組内容		担当課（室）
⑨	性的マイノリティの抱える生きづらさを解消するため、各種啓発活動を推進します。	男女共同参画課
⑩	暴力団加入防止や離脱促進を図るための広報啓発を行います。	生活安全課
⑪	市民や観光客への犯罪抑止等のため、中心市街地におけるパトロールを実施するほか、交通事故に伴う損害賠償、示談方法等の指導助言を行います。	生活安全課
⑫	「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」に基づき、巡回指導を行うことにより、客引き等の撲滅を目指し、安全安心なまちづくりを推進します。	生活安全課
⑬	各世代に応じた交通安全教育の実施や関係機関・団体と連携して交通安全意識の高揚及び交通安全活動を推進します。	生活安全課
⑭	消費者センターを運営し、犯罪をした人等を含む市民からの様々な消費生活に関する相談を受けるとともに、啓発を通じて、自立した消費者の育成を図り、安心できる暮らしを確保するための支援を行います。	生活安全課

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

(1) 庁内の推進体制

庁内関係課長で構成する「再犯防止推進関係課長会議」において、関連事業の進捗管理を行うとともに、各施策を推進します。

(2) 熊本市再犯防止推進連絡会等

再犯防止の関係機関・団体等により構成した「熊本市再犯防止推進連絡会」にて情報を共有し、各施策を総合的に推進します。

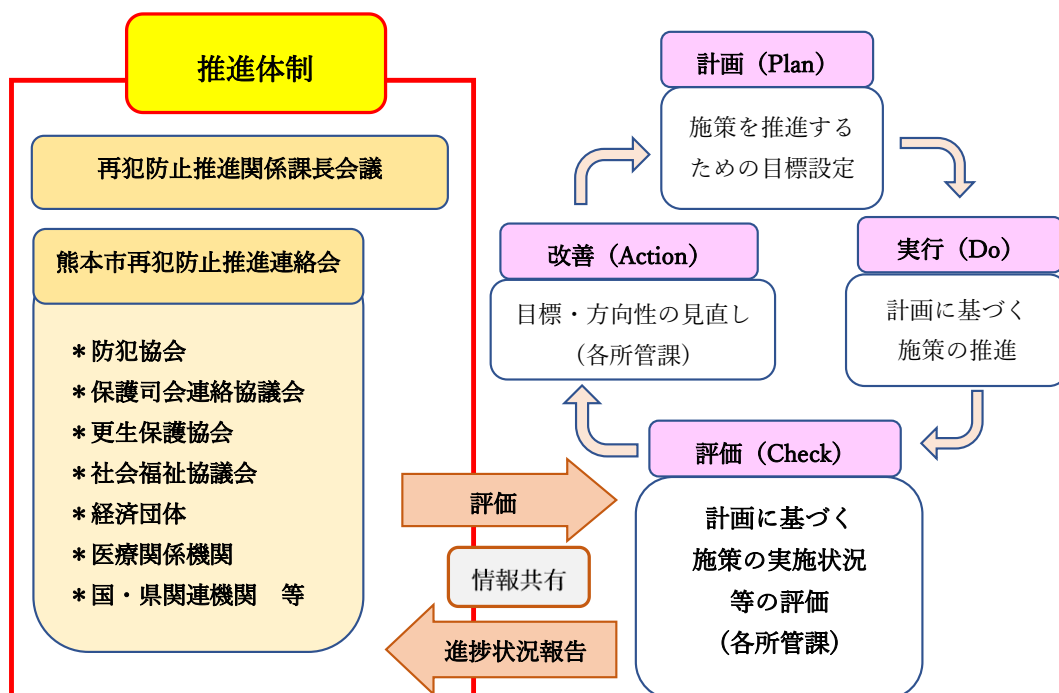
また、刑事司法関係機関・関係団体会議、熊本県再犯防止推進連絡協議会等への参画とともに、保護司会との連絡会議を定期的を開催し、本計画を推進します。

2 進捗管理

本計画に掲げる事項について、関係機関・団体と連携し、定期的に進捗状況の調査・分析及び評価を行います。

また、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるなど、PDCAサイクルの考えを取り入れながら、効果的な施策の推進に取り組んでいきます。

<PDCAサイクルのイメージ>



1 再犯の防止等の推進に関する法律（概要）

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

2 国の再犯防止推進計画（概要）

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合

48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでは、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

3 熊本市再犯防止推進計画策定等の経緯

年度	月	計画策定関係	再犯防止推進モデル事業
平成29年度	1月	庁内関係課長会議	
平成30年度	4月	庁内関係課長会議	
	7月	刑事司法関連機関等との連絡会	
	8月	刑事司法関連機関等との連絡会	
	10月	刑事司法関連機関等との連絡会	
	11月	刑事司法関連機関等との連絡会	平成30年度 「地域再犯防止推進モデル事業」 委託契約締結⇒実態調査の実施 <実態調査> ①協力雇用主へのアンケート調査 ②未協力雇用主へのアンケート調査 ③支援対象者（入所中・保護観察中）へのアンケート調査 ④支援団体等への聞き取り調査
	12月		
	1月		
	2月	刑事司法関連機関等との連絡会	
平成31年度 (令和元年度)	3月		
	4月		平成31年度 「地域再犯防止推進モデル事業」 委託契約締結⇒就労支援の実施
	5月	刑事司法関連機関等との連絡会	
	7月	第1回保護司会との意見交換会	
	9月	刑事司法関連機関等との連絡会	
	10月		社会復帰応援企業 求人情報誌発行（250部）
	11月		応援企業セミナー（25日） 企業説明会・個別面談会の実施（26日）
	1月 ～2月		介護職員初任研修養成講座の実施 （1/9～2/13） 社会復帰応援企業 求人情報誌発行（470部）
令和2年度	4月		令和2年度「地域再犯防止推進モデル事業」 委託契約締結
	9月	熊本県再犯防止推進連絡協議会（書面）	社会復帰応援企業 求人情報誌発行（430部）
	10月	庁内関係課長会議 第2回保護司会との意見交換会 第1回熊本市再犯防止推進連絡会	
	1月	パブリックコメントの実施 第2回熊本市再犯防止推進連絡会	社会復帰応援企業 求人情報誌発行（430部）
	3月	計画策定	

4 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

第4章 第1節 国・県・関係団体との連携強化と広報・啓発の推進

参考指標	単位	基準値	実績値				検証値
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
“社会を明るくする運動” 行事参加人数	人	8,311					9,000
“社会を明るくする運動” 熊本市推進大会参加人数	人	452					752
“社会を明るくする運動” の市民の認知度	%	—	(R2年 度調査)				
熊本市の保護司数	人	291					320 (定数)

第4章 第2節 住居の確保に関する支援

参考指標	単位	基準値	実績値				検証値
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度	
住まいの満足度 (住んでいる住宅の満足度)	%	62.5					64.5

第4章 第3節 就労の確保に関する支援

参考指標	単位	基準値	実績値				検証値
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度	
熊本市における協力雇用 主数	社	103					増加
求人情報誌の求人募集 件数	件	30					増加

第4章 第4節 保健医療・福祉サービスの利用促進

参考指標	単位	基準値	実績値			検証値
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度
65歳以上の元気な高齢者の割合 (65歳以上人口のうち、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)	%	78.46				78.46
障がい者サポーターの登録者数(累計)	人	3,000				4,200

第4章 第5節 非行の防止と修学支援

参考指標	単位	基準値	実績値			検証値
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度
学校教育コンシェルジュの対応件数	件	1,050				1,250
熊本市における刑法犯少年数	人	178				減少

第4章 第6節 犯罪をした人等の特性に応じた指導・支援

参考指標	単位	基準値	実績値			検証値
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度
オレンジリボンサポーター養成講習会参加者数	人	5,468				7,868
男女共同参画出前講座の開催回数	回	20				25

5 再犯防止関連機関・団体一覧

(1) 熊本市再犯防止推進連絡会

No.	区 分	構 成 団 体
1	関係団体	熊本市防犯協会
2		熊本市保護司会連絡協議会
3		熊本県更生保護協会
4		熊本県更生保護女性連盟
5		更生保護法人 熊本自営会
6		社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会
7		熊本市居住支援協議会
8		熊本県地域生活定着支援センター
9		熊本地区BBS会
10	経済団体	熊本商工会議所
11		一般社団法人 熊本青年会議所
12	医療	公益社団法人 熊本県精神科協会
13	国	熊本地方検察庁
14		熊本刑務所
15		熊本少年鑑別所
16		熊本保護観察所
17	県	熊本県 環境生活部県民生活局くらしの安全推進課
18		熊本県警察本部 熊本市警察部
19	市	熊本市 文化市民局市民生活部生活安全課

(2) 国・県・関係団体

名 称	所在地	電 話
熊本地方検察庁	熊本市中央区京町 1 丁目 12-11	096-323-9030
熊本刑務所	熊本市中央区渡鹿 7 - 1 2 - 1	096-364-3165
人吉農芸学院	熊本県球磨郡錦町木上北 223-1	0966-38-3102
熊本少年鑑別所	熊本市西区池田 1 丁目 9-27	096-325-4131
熊本保護観察所	熊本市中央区大江 3 丁目 1-53	096-366-8080

(3) 居住関係機関

名 称	所在地	電 話
熊本市居住支援協議会	熊本市都市建設局住宅部住宅政策課内	096-245-5667

(4) 就労関係機関

名 称	所在地	電 話
熊本県就労支援事業者機構	熊本市中央区上通 3-15 ステラ上通ビル 3 階	096-288-4375
ハローワーク熊本	熊本市中央区大江 6-1-38	096-371-8609
コレワーク九州	福岡市東区若宮 5-3-53	092-661-1174
熊本労働局	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階	096-312-3877
熊本県林業従事者育成基金 林業労働力確保支援センター	熊本市中央区水前寺 6 丁目 5-19	096-340-1151
くまもと若者サポートステーション	熊本市東区栄町 2-15 県営健軍団地 1 階	096-365-0117
ジョブカフェくまもと	熊本市中央区水前寺 1 丁目 4-1 水前寺駅ビル 2 階	096-382-5451

(5) 保健医療・福祉関係機関

名 称	所在地	電 話
熊本県地域生活定着支援センター	熊本市中央区南千反畑町 3-7 熊本県総合福祉センター2 階	096-277-1508
熊本障害者職業センター	熊本市中央区大江 6 丁目 1-38	096-371-8333
くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター「縁」	熊本市中央区白山 2 丁目 1-1	096-288-0500
熊本市発達障がい支援センターみなわ	熊本市中央区大江 5 丁目 1 番 1 号 ウェルパルくまもと 2 階	096-366-1919

(6) 非行防止・就学支援相談機関

名 称	所在地	電 話
熊本県子ども・若者総合相談センター ～COCON～	熊本市東区月出 3 丁目 1-120 熊本県精神保健福祉センター2 階	096-387-7000
肥後っ子サポートセンター (少年相談)	熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号 熊本県警察本部少年課内	0120-02-4976 096-384-4976
熊本県 24 時間子供 SOS ダイヤル	—	0120-0-78310

(7) 更生保護サポートセンター

名 称	所在地	電 話
熊本中央地区 サポートセンター	熊本市中央区大江 6 丁目 1-85 大江公民館内	096-342-4551
熊本東地区 サポートセンター	熊本市東区秋津 3 丁目 15-1 秋津まちづくりセンター1 階	096-365-7700
熊本西地区 サポートセンター	熊本市西区小島 2 丁目 7-1 西区役所 1 階	096-329-9001
熊本南地区 サポートセンター	熊本市南区会富町 1333-1 飽田まちづくりセンター 2 階	096-227-1711
熊本北地区 サポートセンター	熊本市北区鹿子木町 66 北部まちづくりセンター2 階	096-245-2211

(8) 犯罪被害者等支援機関

名 称	所在地	電 話
公益社団法人 くまもと被害者支援センター	熊本市中央区水前寺 6 丁目 9-5	096-386-1033
性暴力被害者のためのサポート センター「ゆあさいどくまもと」 24 時間ホットライン	—	096-386-5555

(9) その他

名 称	所在地	電 話
熊本県女性相談センター (配偶者やパートナーからの暴力 に関するご相談)	熊本市東区長嶺 2 丁目 3-3 熊本県総合福祉相談所内	096-381-7110 (DV 電話相談) 096-381-4454 (女性相談)
熊本こころの電話	—	096-285-6688
熊本いのちの電話	—	096-353-4343 0120-783-556
子どもの人権 110 番	熊本市中央区大江 3 丁目 1-53 熊本地方法務局内	0120-007-110 096-364-0415
女性の人権ホットライン	熊本市中央区大江 3 丁目 1-53 熊本地方法務局内	0570-070-810 096-364-0417

6 第70回“社会を明るくする運動”実施要綱

第70回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

実施要綱

熊本市推進委員会

1 この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～を推進する。

2 主 唱 法務省

3 組 織

この運動の実施と推進に当たるため、第70回“社会を明るくする運動”熊本市推進委員会を置く。推進委員会を構成する機関・団体は、それぞれに関係する組織が、この運動に積極的に参加するよう配慮する。

(1) 熊本市推進委員会

熊本市推進委員会は別紙1の機関・団体の代表で組織する。

(2) 熊本市推進委員会委員長 熊本市長 大西 一史

(3) 事務局

熊本市推進委員会の事務を処理するため、事務局を熊本市文化市民局市民生活部生活安全課内に置く。

4 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。また、再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて運動を推進することとする。

5 この運動が目指すこと

(目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと。

(目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること。

6 この運動において力を入れて取り組むこと

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組。
- (2) 保護司、更生保護女性会会員、BBS 会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組。
- (3) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組。
- (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組。
- (5) 犯罪や非行が起らないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組。

7 運動の方法

この運動の趣旨を達成するために、実施に当たっては、これまでの実績を考慮するとともに、以下に例示した事項を参考とし、関係機関・団体等の積極的な参加、協力を得て、地域の実情に応じた効果的な方法により本運動を展開する。

なお、本運動の統一標語を「犯罪に戻らない・戻さない」とする。

- (1) 各組織・団体の広報紙等による広報を実施する。
- (2) ポスター、パンフレット、懸垂幕、のぼり旗、立看板等による広報を行う。
- (3) 本運動の趣旨を盛り込んだDVDを活用する。
- (4) 教育委員会・学校等の協力を得て行う社明作文コンテスト、標語一般募集を実施する。
- (5) ボランティア団体等との交流・集会等を開催する。
 - ・ 子どもと保護者のスポーツ大会
 - ・ P T A 地域委員会とのミニ集会
 - ・ 地域の祭り・行事への参加協力
 - ・ 各地区における広報啓発活動（パレード等）の開催 など

熊本市推進委員会 組織機関・団体

(順不同)

熊本市	熊本市地域公民館連絡協議会
熊本市教育委員会	熊本市老人クラブ連合会
熊本市青少年健全育成連絡協議会	熊本市青少年指導員協議会
熊本市防犯協会	熊本市小学校教育指導協議会
熊本市地域婦人会連絡協議会	熊本市中学校生徒指導委員会
熊本市 PTA 協議会	熊本市高等学校生活指導連盟
熊本市子ども会育成協議会	ガールスカウト熊本県連盟
熊本市民生委員児童委員協議会	ボーイスカウト熊本市連絡協議会
熊本市社会福祉協議会	熊本市交通指導員区協議会連合会
熊本市更生保護女性連盟	熊本中央地区少年警察ボランティア連絡協議会
熊本地区 BBS 会	熊本南地区少年警察ボランティア連絡協議会
熊本市保護司会連絡協議会	熊本東地区少年警察ボランティア連絡協議会
熊本中央地区保護司会	熊本北合志地区少年警察ボランティア連絡協議会
熊本東地区保護司会	更生保護法人 熊本自営会
熊本南地区保護司会	熊本くりの実会
熊本西地区保護司会	熊本県退職校長会
熊本北地区保護司会	熊本市退職校長会
熊本保護観察所	熊本地区保護司会OBぎんなん会

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



目標 1【貧困】

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標 2【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標 3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 4【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標 5【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標 6【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標 7【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標 8【経済成長と雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標 10【不平等】

国内及び各国間での不平等を是正する



目標 11【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 12【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費生産形態を確保する



目標 13【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 14【海洋資源】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標 15【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標 16【平和】

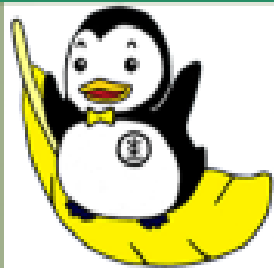
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標 17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：パンフレット「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」(外務省)



被害者も加害者も生まない社会へ

ホゴ
ちゃん



ギュっと
ちゃん



熊本市文化市民局市民生活部生活安全課

TEL 0 9 6 — 3 2 8 — 2 3 9 7 FAX 0 9 6 — 3 5 3 — 2 5 0 1

E-mail shiminseikatsuanzen@city.kumamoto.lg.jp



令和3年3月発行